

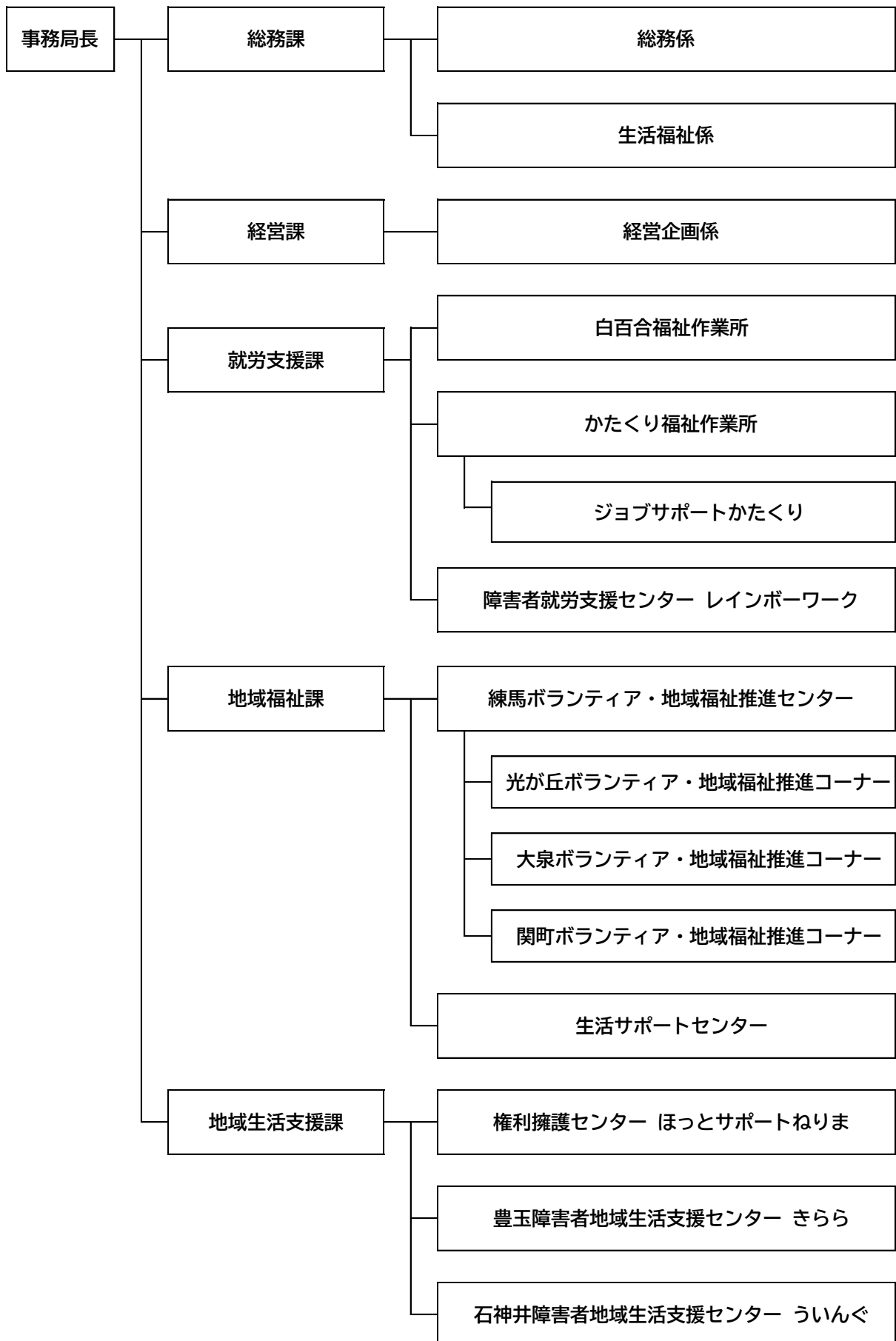
令和 8 年 度

事業計画

目 次

I. 重点的な取り組み	(1)
II. 各課・各部署の事業計画	(4)
【総務課】	
総務係	(4)
生活福祉係	(6)
【経営課】	
経営企画係	(8)
【就労支援課】	
白百合福祉作業所	(9)
かたくり福祉作業所	(15)
障害者就労支援センター レインボーワーク	(21)
【地域福祉課】	
練馬ボランティア・地域福祉推進センター	(25)
生活サポートセンター	(29)
【地域生活支援課】	
権利擁護センター ほっとサポートねりま	(32)
豊玉障害者地域生活支援センター きらら	(36)
石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ	(40)
III. 委員会等の事業計画	(44)

令和8年度 練馬区社会福祉協議会組織図



I 重点的な取り組み

令和7年3月に策定した経営計画（令和7年度～令和10年度）に定める重点的取組について以下のように取り組む。

（1）包括的に相談を受け止める

令和8年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・複合的な課題を抱えた世帯に対し適切な相談対応ができるよう、部署が抱える困難ケースについて、部署を横断して職員が参加する拡大ケース検討会を企画、実施する。・ひきこもりや8050問題など支援につながりにくい世帯へアプローチしていくためにボランティア・地域福祉推進センターが相談窓口であることの周知を強化する。・ねりま社会福祉法人等のネットに働きかけ、生活の困りごとなどを身近な場所で相談できる機会として、イベントや地区祭等で相談会を開催する。・地域包括支援センター、福祉事務所、保健相談所等の機関が抱える困難ケースについて、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職をアドバイザーに迎え、分野を超えて包括的に検討する検討支援会議を毎月開催する。
------------	---

（2）生活困窮者への支援体制強化

令和8年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者の円滑な住まい確保に向け、住まいサポーターと情報交換の場を定期的に設置する。・就職氷河期世代特有の生活課題を把握するためヒアリング調査を実施する。・令和10年に石神井地区に開設予定の生活サポートセンターについて、地域特性や相談状況を踏まえ、人員体制や運営、システム等の検討を進める。
------------	---

（3）その人らしい地域生活を支える

令和8年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・当事者同士が相談・交流する場を継続的に設ける。・障害者の成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用が進むよう保健相談所、障害者地域生活支援センター等の会議体に出向き、事業内容の周知を行う。・終活に関する幅広い相談に対応するため、基本となる「私の生き方ノート（エンディングノート）」の書き方セミナーの他、葬儀、遺品整理などテーマを設定したセミナーをNPO法人や民間事業者と連携して実施する。
------------	--

（4）ねりま社会福祉法人等のネットの充実

令和8年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ひきこもりや生活課題を抱える方の早期発見と一事業所だけでは解決できない課題に取り組むため、民生委員や地域団体に対しねりま社会福祉法人等のネットの取り組みを伝え、課題を共有する機会を設ける。・ねりま社会福祉法人等のネットの各地区の取組みにネリーズの参加を広げ地域住民の意見や視点も取り入れながら活動の充実を図る。
------------	---

（5）地域福祉コーディネーターの強化・ネリーズの地域での活躍

令和8年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民がボランティア活動等に参加するきっかけをつくるため各拠点ごとにボランティア講座を開催する。ボランティア講座参加者の継続的な活動を促進するため、ボランティア活動者同士の意見交換の場を定期的に設ける。
------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂の立ち上げに関する相談や広報・助成金・ボランティア等の運営に関する相談に対応する。こども食堂の安定的な運営に向け、団体同士が情報交換や交流、ネットワークを広げる場として、こども食堂連絡会を開催する。 ・地域福祉コーディネーターが、ネリーズを始めとする地域住民や社会福祉法人、地域活動団体等と地域課題を共有し、連携して解決に向けて取り組むため、地区ごとに連絡会を開催する。 ・地域活動や地域活動への理解者を増やしていくため、ネリーズ通信や SNS による地域活動の情報発信を強化する。また、ネリーズ活動の活性化に向け、各地域でネリーズ交流会を開催する。
--	---

(6) レインボーワークの体制強化

令和 8 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・就労面・生活面を含む総合的な支援を行うために、支援会議において事例検討を行い職員の相談支援力を向上する。また、ハローワーク池袋エリアの障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センター、ハローワーク、東京障害者職業センター等と月例の連携強化会議を通じて、就労相談から職場定着まで一貫した支援体制を強化する。 ・就労定着支援においては、ICT 活用ツールを試行し登録者の課題共有体制を強化する。
--------------	---

(7) 当事者が活躍する福祉教育

令和 8 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が講師等として参加する福祉教育や地域講座を拡大するため、学校行事や地域活動の場を活かした新たな機会の創出に取り組む。 ・ねりま社会福祉法人等のネットと協力して当事者が講師等で参加する地域のニーズに対応した福祉教育に取り組む。
--------------	---

(8) 会員・会費制度、寄付制度の見直し

令和 8 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代から協力を得るため、SNS 等を活用した入会案内や寄付の呼びかけを行う。社協の活動に対する理解と共感を広げるため、会費等の使途などを定期的に SNS 等で発信しする。 ・会費・寄付の増加につなげるため、SNS やチラシで入会方法について周知するとともに、QR コードの掲示を増加するなどにより、キャッシュレス決済の利用拡大に取り組む。
--------------	--

(9) 白百合福祉作業所・かたくり福祉作業所の民営化

令和 8 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・白百合福祉作業所においては、運営の一層の安定化を図るため、収支管理を徹底し、定員管理や加算取得、プログラム見直し等に取り組む。 ・かたくり福祉作業所においては、民営化準備と施設改修について区との協議を進める。 ・質の高い支援を提供し続けるため、両福祉作業所の利用者支援手法や家族支援、地域連携等をマニュアル化し、支援の標準化に取り組む。
--------------	---

(10) 職場環境向上・人材確保

令和 8 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の年次有給休暇(5日間)を確実に取得できるよう、職員の計画的取得を支援する。職員の仕事と育児・介護の両立支援を進めるため、社会保険労務士と連携して職
--------------	---

	<p>員向けの情報提供を強化する。また、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から認定される「くるみん」を取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康と安全を守るため、ハラスメント防止とメンタルヘルス対策を実施する。ハラスメント防止については、職位に合わせた研修を実施する。メンタルヘルス対策については、休職等からの職場復帰に向けたリハビリ出勤制度の導入を検討する。
--	---

(11) DX 推進・業務効率化

<p>令和 8 年度 の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DX 推進においては、各部署の状況を確認し、記録ソフトの導入など事務の効率化を進める。 ・ マイクロソフト 365 を導入し、紙業務のデジタル化や職員間の情報共有の円滑化等、業務効率化を進める。
--------------------------	--

II. 各課・各部署の事業計画

<総務課>

【総務係】

法人運営を担う部署として、適正で透明性の高い組織を維持する。また組織全体の業務効率化と連携強化を行う。

地域の多様な情報や福祉サービスに関する相談窓口として、住民が安心して相談できる環境づくりを進め、また事業推進を支える役割を果たす。

1. 法人運営

(1) 定款・規程の定期的な見直し

法改正・制度改正の情報収集に努め、必要な規程改正を迅速に行う。

(2) 労務環境の整備

働きやすい職場環境づくりを推進するため、産業医・社会保険労務士の助言を得ながら、職場環境改善に向けた課題を整理し、改善策を計画的に実施する。

(3) 適切で効率的な経理事務

クラウドシステム等を活用し、経理事務・契約書管理・証憑管理の効率化を図る。また、経理の適正性・健全性を確保するため、内部チェックを定期的に行う。

2. 連絡調整・相談対応

(1) 連絡調整

ア. 各部署・関係機関との連絡調整を行い、窓口寄せられた相談に適切に対応する。

イ. 民生児童委員協議会（20 地区×10 回/年、正副会長会 10 回/年）への情報提供を継続する。

(2) 相談対応の向上

相談対応の質向上のため、職員が研修参加するとともに社会資源情報の収集を積極的に行い、相談者への対応の向上を図る。また、ケース検討を通じて相談の質の向上を図る。

3. 自主財源の確保

(1) 自主財源を確保するための取り組み

講師派遣や実習受入れ、広告掲載等の従来の取り組みを継続して行う。

4. 募金活動

(1) 赤い羽根共同募金

町会連合会・民生児童委員協議会・練馬区社協の三者で東京都共同募金会練馬地区協力会を構成し、東京都共同募金会の諸計画に基づいて募金活動（各戸募金・街頭募金・募金箱設置）を行う。受領した寄付金は、都内の民間社会福祉施設・NPO 支援事業等に配分される。練馬地域への配分に関しては、様々な立場の住民によって構成される「東京都共同募金会練馬地区配分推せん委員会」において、練馬区の地域特性を踏まえて検討し、東京都共同募金会に推せんする。

また、これまでの募金方法で接点を持ちにくかった若年層や子育て世代等へのアプローチについて検討していく。

ア. 実施時期 10 月～12 月

イ. 目標額 10,000 千円

(2) 歳末たすけあい運動募金

町会連合会・民生児童委員協議会・練馬区社協の三者が実施主体となり、地域での募金活動を行う。受領した寄付金は、配分計画に基づき、当年度または翌年度に練馬区内において活用される。配分計画や募金活動の内容は、様々な立場の住民によって構成される「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」において、練馬区の地域特性を踏まえて検討し決定する。

これまでの募金方法で接点を持ちにくかった若年層や子育て世代等にもアプローチしていくため、練馬区社協ホームページや SNS 等を活用した広報を充実させ、募金額の向上を目指す。

- ア. 実施時期 12 月
- イ. 目標額 15,000 千円

(3) 募金活用事業

① 小学校入学祝い品贈呈事業

歳末たすけあい運動募金を財源として、福祉ニーズを持つ世帯の小学校新入学児童を対象に入学祝い品（ランドセル）の贈呈を行う。

② 記念撮影費用補助事業～フォトギフト for キッズ～〔新規事業〕

赤い羽根共同募金を財源として、福祉ニーズを持つ世帯の 3・5・7 歳の児童を対象に記念撮影費用を補助する事業を開始する。

(4) 義援金

国内で災害が発生した際に、募金箱を設置するなど義援金を募り被災地へ送金する。

5. 助成・団体支援事業

地域の民間福祉施設・団体が行う様々な活動を積極的に支援するため、以下の事業を行う。また、助成事業説明会では団体同士の交流を図る意見交換の機会を設ける。

ア. 助成事業

(ア) 赤い羽根配分助成事業〔赤い羽根運動募金地域配分（B 配分：練馬区内への配分）〕

申請のあった区内の民間福祉施設・団体に対して、「東京都共同募金会練馬地区配分推せん委員会」で事業内容を審査し、東京都共同募金会に推せんする。

- a. 配分推せん額総額 3,950 千円 ※令和 7 年度申請、令和 8 年度使用分
- b. 推せん施設・団体数 14 事業

(イ) 歳末たすけあい配分助成事業〔歳末たすけあい運動募金地域福祉活動費活用事業〕

区内を中心に活動する地域福祉団体・民間施設に対して、「ねりま歳末たすけあい運動推進委員会」で事業内容を審議し、事業費の一部を助成する。

- a. 助成予算総額 3,080 千円 ※令和 8 年 3 月審査、令和 8 年度使用見込上限額
- b. 助成事業予定数 26 事業

イ. 民間財団・基金助成事業への推薦

民間福祉施設・団体が各種財団・基金助成金を申請するに際し、必要となる練馬区社協の推薦意見書を作成し、当該施設・団体の事業運営のための財源確保を支援する。また、これらの助成事業について練馬ボランティア・地域福祉推進センターと情報共有しながらホームページ等で情報提供を行う。

ウ. 民間福祉施設・団体への後援

民間の福祉施設・団体が実施するイベントへの後援等により、その活動を支援する。

6. 情報提供の充実と広報活動の推進

練馬区社協の事業や地域福祉推進活動を積極的に周知し、会員の増加と認知度の向上をめざす。

ア. 「ねりま社協だより」の発行（年 3 回）

練馬区社協の事業を知ってもらうために広報誌「ねりま社協だより」を発行する。年 3 回の発行の内 1 回は新聞折込とし区民への周知を図る。

年 3 回〔7 月、11 月、3 月〕発行

A4 判 8 ページ 25,000 部（年 2 回） タブロイド判 4 ページ 150,000 部（新聞折込/年 1 回）

イ. 練馬区社協広報大使「ネリー」グッズの活用

練馬区社協の知名度を高めるため、イベント等でネリーグッズを販売するほか、塗り絵や間違い探しなどを無料配布する。

【生活福祉係】

資金貸付の相談で寄せられる多岐にわたる生活課題に対し、貸付の活用や関係機関との連携などにより、相談支援を行う。また、職員育成方針に基づき人材育成に取り組む。

1. 相談支援

各種資金の貸付等

相談者の生活課題の解決に繋げるために、貸付や償還（返済）相談を通じて生活状況を把握し、資金貸付や適切な情報提供を行う。

(1) 生活福祉資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

低所得者世帯・障害者世帯・療養や介護を要する高齢者世帯に対し、民生・児童委員の調査、協力を得て貸付を行う。相談内容に応じて生活サポートセンターや他機関等と連携して相談支援を行う。

資金種類：教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金等

(2) 総合支援資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯を対象に、生活の建て直しのための継続的な相談支援（就労・家計等）を生活サポートセンターと連携して行うとともに、生活費および一時的な資金を必要とする世帯に対して貸付を行う。

資金種類：住宅入居費・一時生活再建費・生活支援費

(3) 臨時特例つなぎ資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

国の緊急経済対策の一環として住居喪失の離職者のうち、公的給付制度または公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮している方に対して貸付を行う。

(4) 不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自己所有の家に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産（土地・建物）を担保として生活資金の貸付を行う。

(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、担当する福祉事務所のケースワーカーと連携しながら自宅を担保に生活資金の貸付を行う。

(6) 受験生チャレンジ支援貸付事業〔練馬区からの受託事業〕

一定の所得以下の世帯の子どもが安心して学ぶことができるよう、中学3年生、高校3年生またはそれに準ずるものを対象に学習塾の費用や高校・大学等受験料の貸付を行う。

(7) 私立高等学校等入学資金貸付事業〔練馬区補助事業〕

生活保護世帯あるいはこれに準ずる低所得世帯を対象に、私立高等学校等の入学に際し、他の同種の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に貸し付けた入学金等の償還事務を行う。（平成26年3月末で貸付は終了）

(8) 長尾修学育英資金貸付事業

低所得世帯を対象に、大学・短期大学入学に際して貸し付けた入学金等の償還事務を行う。（平成18年3月末で貸付は終了）

(9) 法外援護緊急たすけあい事業

ア. 小口資金貸付

災害や臨時の出費による一時的な生活困窮者に、5万円を限度として貸付を行う。

イ. 資金の交付〔各総合福祉事務所に事務を委託〕

住所不定者等に当座の食費、友人知人宅および救護施設等に赴く交通費等を支給する。

ウ. 一時立替金貸付〔各総合福祉事務所に事務を委託〕

やむを得ない事情により、当座の生活に支障をきたす生活保護世帯等に一時立替を行う。

(10) 社会復帰支援制度

保護観察の対象者等に、社会復帰をするうえで必要となる資金の貸付を行う。保護司会等を通

じ、当制度を周知し、円滑な活用を図る。

(11) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

東京都および東京都内区市町村が実施する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」および「父子家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親を対象に、入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付を行う。

(12) 生活保護世帯の自立更生資金の預かり〔預託〕

生活保護世帯の将来的な自立更生のための用途にあてることを目的とし、総合福祉事務所から預託依頼を受けた場合に、通帳等の保管を行う。

(13) 関係機関との連携強化

民生児童委員協議会や保健相談所、福祉事務所等との連携強化のため、各種会議への参加や積極的な情報提供を行う。また、関連する関係機関の情報収集を行う。

(14) 特例貸付のフォローアップ支援事業〔東京都社会福祉協議会からの受託事業〕

自立相談支援機関と情報共有を行い、償還計画の見直しや家計改善の助言などを共同で実施する。償還が困難な世帯に対しては、償還期限前の通知文送付や電話連絡により生活状況確認を行い、必要に応じて訪問支援を行う。相談支援では、家計収支の整理、就労支援機関へのつなぎなどを通じて、生活再建に向けた具体的な支援を行う。

2. 人材育成の充実に向けた取り組み

職員育成方針に基づく階層別研修を経営企画係と連携して企画実施する。

(1) 職員研修

練馬区社協職員として階層に応じた必要な研修を経営企画係と連携し、実施する。新任職員研修では各部署での研修を実習委員会と連携して実施する。

また、外部の研修に関し、職員への周知と受講の調整を行う。

<経営課>

【経営企画係】

社協が抱える課題の把握を進め、解決に向けた計画策定等に取り組む。また経営計画の進捗確認を行い、未達成の目標については計画達成に向けた対策を検討する。

1. 計画・方針の策定

(1) DX 推進

各部署における業務の棚卸しを実施し、DX による業務効率化に向け取り組む。DX 推進に必要な環境整備や導入コスト等を調査し、その結果に基づいて「DX 推進ロードマップ」を策定する。

(2) 広報・情報発信

効果的な手法を検討のうえ、「誰に、何を、どの媒体で届けるか」を明確にした広報方針を策定する。策定した方針に基づき、組織全体で計画的に広報に取り組む。取り組みの結果については集計・分析を行い、効果検証を踏まえて手法を改善し、継続的に広報の質を高める。

(3) 職員の採用・育成

安定した運営体制を維持していくため、将来を見据えた職員採用計画を策定する。併せて、職員育成環境の更なる充実を図るため、職員育成方針および職員研修内容の見直しを行い、人材育成を推進する。

(4) 財政計画

将来の収支見通しを踏まえ、財源調整積立金の活用方針や、基金の運用方針の見直しに着手し、安定した財政基盤の確立を図る。

2. 練馬区社会福祉協議会経営計画（計画年度 令和 7 年～令和 10 年）の進捗確認

計画にて定めた目標について、毎年度その達成状況を確認する。未達成の目標については、原因を分析し、次年度以降の法人運営に反映させる。さらに、5年後・10年度の社会状況を見据え、長期的な方針の策定に着手する。

<就労支援課>

【白百合福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業・生活介護事業

◇就労継続支援B型事業

主に知的障害のある人を対象に、意思決定支援に基づいた作業活動の機会を提供し、地域社会の一員として「はたらく」ことを支援する。安心して通所を継続し「はたらく」ことができるよう、利用者一人ひとりの課題に応じた生活面の支援を行う。

◇生活介護事業

主に知的障害のある人を対象に、安定した生活リズムを維持することや生活能力の向上を図るため、利用者一人ひとりのペースで取り組めるプログラムや作業活動の機会を提供する。また、高齢化や重度化等に伴う心身の状態に応じ、食事や排せつ等の必要な介護、居宅等と作業所の送迎、その他必要な支援を行う。

*就労継続支援B型事業と生活介護事業で共通のものは（共通）の表記をしている。

1. 利用者支援（共通）

（1）個別支援の充実（共通）

ア. 個別支援計画の作成

利用者一人ひとりから丁寧に聴き取りを行い、その意思を十分に踏まえた個別支援計画を作成する。意思決定できる環境を整備するため、個別の特性や生活状況等を理解し、表出方法の工夫や選択肢の提示を行う。

イ. 個別支援会議および計画作成会議

利用者の意思が支援内容に反映されていることを検証するとともに、今後の支援方針を検討するため、個別支援会議および計画作成会議を開催する。

ウ. 関係機関等との情報共有および将来像の共有

利用者の加齢に伴うADLの低下や障害特性に起因する行動障害の顕著化、家族の高齢化等に伴う複合的な生活課題を把握する。将来を見据えた準備の提案や、生活環境の変化に応じた柔軟な働きかけを行うため、関係機関等との連携体制を構築し、利用者と家族を一体とした包括的な支援を行う。

（2）作業支援（福祉的就労支援）【就労継続支援B型事業】

利用者が安心して作業に取り組める環境を整備する。作業を通して働くことの喜びや達成感を得られるよう、一人ひとりの目標や個別支援計画に沿った作業支援を行う。

ア. 作業内容

（ア）受注作業：紙器製作、チラシ折り作業 等

（イ）所外作業：古紙アルミ缶回収、清掃作業 等

（ウ）自主生産：さをり織り製品、組み紐製品、紙すき製品、オリジナルバッジ等

（エ）受託販売：梅干し、飲料 等

イ. 週末ミーティング

働くことの喜びや達成感につなげるため、利用者一人ひとりが取り組んだことを発表し称え合う週末ミーティングを開催する。また、利用者主体で作業に取り組む環境をつくるため、自主生産品の売上げや受注作業の単価・進捗状況等を利用者とともに話し合う。

ウ. 工賃の支給

毎月工賃を支給する。作業に取り組んだ時間数と作業種目から工賃額を算出する。一人ひとりの作業種目の取り組み状況について、3ヶ月ごとに確認を行う。

エ. 作業開拓、工賃収入の確保

（ア）利用者が取り組める作業を開拓するため、地域の企業や関係機関とのつながり、レインボーワークの共同受注や東京都障害者施設生産活動応援センターの情報等を活用する。

(イ) 安定した作業提供につなげるため、利用者の特性に合わせた作業工程の細分化や自助具の作成等を行う。

オ. 自主製品の開発・開拓

(ア) 自主製品の販売機会として、店舗ワゴンを利用した「しらゆりマルシェ」を継続する。

(イ) 自主製品の商品開発、販路拡大に努め、情報収集・研究を行う。

(ウ) 受託販売品の販売経路の一つとしてインターネットにて注文を受ける。

カ. 就労に向けた支援

(ア) 働くことについて学び考える機会として、関係機関と連携した「グッドワーク講座」等を実施し、意欲を高められるよう支援する。

(イ) 一般就労を希望する場合は、利用者一人ひとりの状況や適性に応じた企業見学や実習等の就労支援を行う。就労の可能性を高めるため、関係機関と連携し支援体制を整える。

(3) 日中活動支援【生活介護事業】

利用者一人ひとりのペースで安心して過ごせるよう、個別支援計画に沿った日中活動の支援を行う。

ア. 余暇プログラム

利用者がコミュニケーションをとりながら楽しく過ごせる時間を確保するため、運動・創作・音楽・健康講座・図書館訪問等のさまざまなプログラムを集団で実施する。

イ. 個別活動

利用者の自己選択や個別の楽しみの機会を設けるため、通所後の朝活動等の時間にパズル・ビーズ通し・ぬり絵等、利用者の興味関心に合わせて個別の活動を提供する。

ウ. 作業活動

(ア) 利用者のできることを活かし、一人ひとりのペースで作業活動に参加できるよう支援する。作業活動を通して働くことの喜びややりがいを感じながら社会参加につながる時間をつくる。

(イ) 「はたらく生活介護」として、就労継続支援B型事業と連携し、受注作業・所外作業・自主生産・販売会等、多種多様な選択肢を用意し、利用者一人ひとりにあった作業活動を提供する。

エ. 介護

利用者の状況に応じて、食事・整容・更衣・排せつ等生活全般に関する必要な介護を行う。

(4) 生活支援（共通）

ア. 行事

利用者の通所意欲の向上と社会参加の促進のため、各種行事を実施する。地域の施設や公共交通機関等の社会資源を活用し、交流の機会を提供することで、社会生活に必要な知識や経験の習得を支援する。また、就労継続支援B型事業と生活介護事業の合同で企画・実施することで、利用者同士の交流の機会とする。

グループ活動	白百合まつり
日帰りバス旅行	障害者フェスティバル

イ. クラブ活動

就労継続支援B型事業と生活介護事業合同で、「創作」「音楽」「スポーツ」「園芸」等のクラブ活動を月1回行う。利用者の趣味・嗜好に基づいた選択肢を提示し、活動内容の充実を図るとともに、利用者同士の日常的な交流を図るきっかけとする。

ウ. みんなの会

利用者が主体となり日常の中の共通するテーマについて話し合う会を年3回実施する。

エ. はなまる講座（生活講座）

社会生活に必要な情報や利用者の知りたいことを学び、より豊かな生活を目指すために講座を年3回実施する。

オ. しらゆり安全委員会

利用者が職員とともに施設内外の安全保持活動を定期的に行い、利用者の視点で安全点検を行い、必要に応じて改善提案を行う。

カ. 情報提供・話し合い

利用者中心の支援を行うため、家族会開催前にその議題内容を丁寧に説明する。また、行事等に利用者の意見を反映するため、企画の方針を説明し、利用者と話し合う機会を設ける。

キ. 送迎【生活介護事業のみ】

希望者を対象に通所時および退所時に送迎車両を使用し、居宅等と作業所の送迎を実施する。

ク. 利用時間の延長

通院や仕事等、家族の私用・急用の事情に合わせて利用時間の延長を行う。

(5) 健康管理・給食・保健衛生

定期健康診断・各種検診を実施し、必要な相談や支援を行う。また、利用者・家族に対し、健康維持・改善のための情報提供を行うとともに、各種健康活動に取り組む。また、日中の検温、所内の消毒等の感染予防対策を実施する。

ア. 健康管理：内科検診・体重測定、精神科相談、歯科・眼科・耳鼻科検診・障害者施設健診、バイタルチェック【生活介護事業のみ】

イ. 健康活動：ラジオ体操・ストレッチ、健康講座 等

ウ. 給食：管理栄養士（委託）が作成する栄養バランスを配慮した献立に基づき、給食を提供する。必要に応じて、利用者の摂食状況に合わせたカット食対応や食物アレルギー対応を行う。給食会議を毎月開催し、改善点等を確認するとともに利用者の誕生日給食やリクエストを献立に取り入れる等の工夫をして、満足度の高い給食提供を行う。

(6) その他

ア. 家族との連携

(ア) 定期的に家族会を開催する。

(イ) 個別支援計画に基づく三者面談を年 2 回行う。また、必要に応じて個別面談を実施する。

(ウ) 福祉サービスの情報提供や学習会を実施し、必要な時に利用できるように案内する。

2. 地域活動（ともに生きるまちづくり）（共通）

地域活動を利用者との交流を通して障害理解につなげる活動と位置づけ、「ともに生きるまちづくり」として、障害のある方もない方も共生できるまちづくりを目指す。

(1) 「ともに活動する」

ア. 地域貢献活動

(ア) しらゆり見守りウォーキング：近隣小学生の通学見守りをはじめ、地域の清掃活動を兼ねたウォーキングにより地域住民との緩やかなつながりを広げると同時に、安全・安心・暮らしやすい地域を目指した社会貢献活動に取り組む。

(イ) 駅前清掃活動：町会や地域団体と連携し、石神井公園駅周辺の清掃活動に参加する。

(ウ) リサイクル事業：地域の集合住宅や地域の方々、学校、公共施設等の協力を得て古紙・アルミ缶の回収等を行う。

イ. 地域交流事業の推進

(ア) 広く地域の方々との交流できるよう、利用者が店頭に立ち「しらゆりマルシェ」を開催する。

また、石神井プールの開催期間に飲料を販売し、日常的に作業所に立ち寄りやすい工夫を行う。

(イ) 地域イベント参加：石神井公園商店街振興組合（パークロード石神井）の主催のイベント（灯籠流しの夕べ・チルコロ石神井つどいの広場）等に参加し、作業所の周知や自主製品等の販売を行う。

(ウ) 近隣事業所・企業等との連携：自主製品の販売や清掃、施設の周知等を通し近隣事業所・

企業等と連携することで、お互いの理解と交流を深める。

(エ) 地域のお店との交流：地域の商店や飲食店を利用し、買い物や食事等の機会を通して、お互いの理解と交流を深める。

(2)「ともに学ぶ」

ア. 施設見学

地域に開かれた作業所として、地域住民や相談支援事業所をはじめ、さまざまな見学の問合せに随時対応し、施設周知および障害理解を深める。

イ. 来て！見て！白百合

特別支援学校および特別支援学級を対象に、進路選択や地域で暮らすイメージづくりの機会として企画実施する。

ウ. 地域学習会

(ア) 近隣の学校等、地域の方々を対象に、相互の理解と交流を目的とした学習会を開催する。利用者が講師の役割を担うことで、障害への理解や多様性を受け入れる地域の力を育むことにつなげていく。

(イ) 練馬区や練馬区社協各部署とも連携し、障害理解を深めるための様々な講座や研修に利用者主体で参加する。

エ. 夏休み体験教室

利用者との交流と福祉施設や障害への理解を深める機会として、夏休み期間に石神井小学校の児童を対象とした自主製品づくりの体験教室を行う。

オ. 体験ボランティアの受け入れ

中学生・高校生・専門学校生・大学生・社会人等を対象に短期のボランティアを受け入れる。福祉の現場に接する機会を提供し、福祉人材の発掘、育成へとつなげる。

カ. 実習生の受け入れ

(ア) 福祉実習：新たな福祉従事者を育成するため、大学および専門学校等の社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得のための実習生の受け入れを行う。

(イ) 体験学習：福祉学習の一環として、小学生・中学生・高校生等の体験学習を積極的に受け入れ、早い段階から福祉の仕事に興味・関心をもてるきっかけをつくる。

(ウ) 入所実習：特別支援学校の生徒や在宅障害者等、入所希望者の見学や実習を受け入れる。

(エ) 実習前見学、体験：進路選択の機会として、特別支援学校中等部生徒や高等部1、2年生、その保護者を対象に、入所実習前の見学や体験を受け入れる。

キ. 学び舎（まなびや）しらゆり

上記（ア）の福祉実習生や新任職員研修者等が、自らの趣味や得意とすることについて利用者に向けた発表を行い、利用者と実習生双方で気づき学びあえる場とする。また、白百合で活動しているボランティアにも同様の企画を提案、実施していく。

(3)「ともに活かしあう」

ア. 地域の方々の受け入れ

作業所が地域の方々や利用者にとって新たな出合いやつながりの場となることができるよう、地域住民のボランティアの受け入れを行う。

イ. ボランティアとの協働

様々な事業や行事等においてボランティアの参加機会を増やし、感想や気づきをボランティアの声として聞き取り、事業運営に活かしていく。

ウ. ボランティア感謝ウィーク

ボランティアに感謝を伝える「ボランティア感謝ウィーク」を実施する。また、ボランティア同士が交流できる機会をつくる。

エ. ねりま社会福祉法人等のネット

ねりま社会福祉法人等のネットにおいて関係機関と連携を図り、児童・生徒向けに福祉に関

わる学習の機会を提供する等の「福祉教育」の取り組みを推進する。また、様々な生活課題を抱え、孤立しがちな方の「居場所づくり」や「就労体験」について、社会参加に向けた第一歩を踏み出すためのボランティア活動の受け入れ等を検討、実施する。

3. 施設運営（共通）

（1）運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として運営協議会を年2回開催する。

（2）危機管理・安全対策

ア. 安全対策・環境整備

定期的に所内の安全点検を行うとともに、作業室の整理整頓を徹底して行う。

イ. 災害対策

BCP（事業継続計画）を基に利用者・ボランティア・職員参加の避難訓練を年1回行う。また、大規模災害を想定し、家族が参加する災害用伝言ダイヤル活用体験や災害緊急メール送受信の実施、利用者の引き渡し訓練を年1回行う。

ウ. 災害時用ハンドブック

年1回「災害時用ハンドブック」を配布、見直し等を行う。

エ. 学習会、情報交換会

関係機関や団体等と連携をし、災害講習会や情報交換会を実施する。

オ. 感染症対策

適正な感染予防・再発防止策等を整備・改善していくために、感染症対策マニュアルを活用するとともに、感染症対策委員会を年4回開催する。

感染症対策委員会では、感染症が発生した場合を想定した訓練（年2回）と、感染に関する最新の情報を職員に伝達する研修（年2回）を実施する。

（3）相談・苦情対応、虐待防止、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。

イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。

ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。

エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。

オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について職員全員が学び、法令遵守の徹底に努める。支援会議等にて倫理綱領・行動規範を活用しながら、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し所内で共有する。

（4）施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、より良い施設運営の充実・改善に取り組む。また、イベント来場者にアンケートを行い、事業の充実に努める。

（5）広報活動

ア. 施設広報紙「しらゆり通信」を発行し、特別支援学校や相談支援事業所等の関係機関に配布する。

イ. 周辺地域に練馬区社協事業等のチラシを配布し、地域への周知を強化する。

ウ. 掲示板を定期的に貼り替え、地域の方々への有効な広報として活用する。

エ. 「区報」「ねりま社協だより」「練馬区社協パンフレット」「練馬区社協ホームページおよびSNS等」「ねりいちポータルサイト」「白百合福祉作業所インスタグラム」等を有効に活用し、行事や作業所の様子を発信し、地域の方々への周知や障害理解に繋げる。

(6) 職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施や OJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センターや他の機関が行う専門研修等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 職員の利用者等に対する権利擁護の意識を高めるため、勉強会を実施する。

【かたくり福祉作業所】

事業種別：就労継続支援B型事業・就労移行支援事業・就労定着支援事業

◇就労継続支援B型事業

主に知的障害のある人を対象に、意思決定支援に基づいた作業活動の機会を提供し、地域社会の一員として「はたらく」ことを支援する。安心して通所を継続し「はたらく」ことができるよう、利用者一人ひとりの課題に応じた生活面の支援を行う。

◇就労移行支援事業（ジョブサポートかたくり）

企業で働くことを希望する障害のある人に対し、活動の機会や作業の提供等、就労に必要な知識および能力向上のために必要な支援を行う。

◇就労定着支援事業（ジョブサポートかたくり）

雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活、または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど支援を行う。

*就労継続支援B型事業と就労移行支援事業で共通のものは（共通）の表記をしている。

1. 利用者支援（共通）

（1）個別支援の充実（共通）

ア. 個別支援計画の作成

利用者一人ひとりから丁寧に聴き取りを行い、その意思を十分に踏まえた個別支援計画を作成する。意思決定できる環境を整備するため、個別の特性や生活状況等を理解し、表出方法の工夫や選択肢の提示を行う。

イ. 個別支援会議および計画作成会議

利用者の意思が支援内容に反映されていることを検証するとともに、今後の支援方針を検討するため、個別支援会議および計画作成会議を開催する。

ウ. 関係機関等との情報共有および将来像の共有

利用者の加齢に伴うADLの低下や障害特性に起因する行動障害の顕著化、家族の高齢化等に伴う複合的な生活課題を把握する。将来を見据えた準備の提案や、生活環境の変化に応じた柔軟な働きかけを行うため、関係機関等との連携体制を構築し、利用者と家族を一体とした包括的な支援を行う。

エ. 在宅支援

様々な事情で通所が難しくなった利用者に対し、定期的な連絡による状況把握を行い、在宅で取り組める作業や支援を提供する。必要に応じて生活面の助言も行い、再開や継続につなげる。

（2）作業支援（福祉的就労支援）【就労継続支援B型】

利用者が安心して作業に取り組める環境を整備する。作業を通して働くことの喜びや達成感を得られるよう、一人一人の目標や個別支援計画に沿った作業を行う。

ア. 作業内容

（ア）受注作業：日用品・雑貨のセット作り等

（イ）所外作業：公園清掃、農園作業等

（ウ）自主生産：友禅和紙を用いた和小物（ぼち袋、のし袋、ふせん等）や利用者のイラスト等を活用した文具・日用品等

（エ）協力販売：近隣農家の野菜、協力業者から仕入れたスティックお茶のリパック・利用者のイラスト入りオリジナルラベルを貼った商品の販売等

イ. 工賃の支給

毎月工賃を支給する。作業に取り組んだ時間数と作業種目から工賃額を算出する。一人ひとりの作業種目の取り組み状況について、6ヶ月ごとに確認を行う。

ウ. 作業環境の整備

利用者一人ひとりが、意欲的に作業に取り組むことができるよう複数の作業を用意し選択できるようにするとともに、補助具等の工夫を行いう。また、障害特性に配慮し用意し環境づくりを行うことで、安心・安全に過ごせる作業環境を提供する。

エ. 作業の拡充と工賃アップへ向けた取り組み

(ア) KATAKURI ART：利用者の描くイラストや利用者が作る作品を活用し、様々な商品へと製品化することで利用者の力や個性を引き出し、作品作りへの意欲につなげる。作品展示や販売の機会を広げるために町会や民生委員、実習生などに作品を印刷した DM を発送するなど、働きかけていく。

(イ) 農福連携：近隣の農家と連携し、アスパラガス等の農産物の出荷の梱包作業等を行う。

(ウ) ソコカラプロジェクト：工賃向上にむけ、一般企業等からコンサルタントを招き、自主製品の現状についての診断や助言を受ける。また、ソコカラプロジェクトで考案された「ジャイアントコーン」を継続して販売し、練馬ブランドを目指し改良の検討をする。

(エ) EC サイトの販売促進：EC サイトへのアクセスを伸ばすため、地域の販売会等でのショッピングカードの配布やインスタグラム等での製品紹介を強化する。

オ. 就労意欲向上に向けた支援

(ア) 働くことについて学び考える機会として、ジョブサポートかたくりと「生活支援講座」を実施する。

(イ) 一般就労を希望する利用者に、社会福祉法人等のネットの枠組みを活用した実習体験や企業見学等の「就労支援プログラム」をジョブサポートかたくりと提供する。

(3) 就労支援【就労移行支援事業】

ア. 作業訓練

利用者の就労準備状況や就労に向けた課題等を把握するため、受注作業、施設外就労、公園清掃、ハウスクリーニング、データ入力、自主生産品の製作・販売等の作業を行い、就職活動に活かす。また、就職に必要なスキルやマナーの獲得を図る。

イ. 工賃の支給

一人ひとりの作業への取り組み状況を確認し、工賃を支給する。

ウ. 企業見学・実習

就職への意欲を高めるとともに、企業の環境での適性や課題を把握するため、企業見学や実習を行う。

エ. 就職活動の支援

履歴書の記入支援、ハローワークの登録、求職情報等の収集、企業の就職面接への同行等の支援を行う。

オ. 働き続けるための支援

一般就労に移行した直後（6 か月間）に、会社訪問や本人との面談を通じて不安や困りごとなどの相談を受け、安定して働き続けるための支援を集中的に実施する。また、就職した企業を長期に休んでいる人に対しては、レインボーワークや関係機関等と連携し、生活リズムの改善を図る等の職場復帰支援を行う。

カ. 就労アセスメント

就労系サービスの利用を希望する障害者に対し、能力や適性、就労面、生活面の課題を包括的に評価し、その人にあった働く場を選択できるよう支援する。

キ. 職場開拓

ハローワークや障害者就労支援センターレインボーワーク、東京しごと財団と連携し、利用者の特性に応じた職場を開拓する。

ク. 障害者就労支援ネットワークへの参加

障害者就労支援ネットワーク会議に参加し、他機関との連携を強化する。

(4) 生活支援

ア. 行事

以下の各行事を通して社会体験を広げ、資源の活用を学ぶとともに、地域との交流を行う。

エンジョイ活動（年2回）B型	かたくり探検ツアー（7月・8月）共通
かたくり☆あじさいフェスタ（6月）共通	かたくりバスツアー（秋頃）B型
施設公開 共通	忘年会・納め会（12月・3月）共通
かたくりマーケット（毎月）共通	グループ活動（年2回）移行

イ. クラブ活動（B型）

趣味や余暇の関心を広げるため「クラブ」、エンジョイ活動（年2回）を行う。利用者からの発案のあった「ボランティアクラブ」は、清掃活動等を行う。

ウ. 利用者会（B型）

利用者同士が、かたくりをより良くすることの提案などを話し合う場として利用者会（青空会）を月1回行う。提案された内容を受け止め、改善に向けて一緒に取り組む。

エ. 応援プログラム（B型）

利用者が作業所のプログラムに意欲的に参加し達成感が得られるように、利用者全員の良かったこと・がんばったことの賞を設け、納め会で表彰する。

オ. いいね♪活動（B型）

通所途中でのゴミ拾い、元気な挨拶、家庭でのお手伝いなど利用者自身が考え行動した「良いこと」を報告し共有する機会を設ける。他者から「いいね♪」の声や拍手を受けることで、「良い活動」を広げていく。

カ. 生活支援講座（月4回程度）（移行）

社会生活に必要な技術を身につけるため、社会ルールやマナー・あいさつ・言葉づかい・対人関係・身だしなみ、スマホの使い方等を学ぶ。年末のお楽しみ会やグループ活動などの内容を利用者が中心となって企画し、外出の機会を設ける。

キ. 余暇支援（移行）

オン・オフの切り替えや息抜きのスキルを学び、自分らしく長く働き続けるための基盤を築くため、利用者から就労中のOB・OGまで、立場を超えて交流できる場を設ける。

ク. かたくり相談室

医療につながるきっかけをつくるため、精神科医に気軽に相談できるかたくり相談室を、大泉病院と連携して実施する。

ケ. 施設利用時間の延長

通院や仕事等家族の私用、急用等の事情に合わせて施設利用時間の延長をする。

(5) 健康管理・給食・保健衛生（共通）

定期健康診断・各種検診を実施し、必要な相談や支援を行う。また、利用者・家族に対し健康維持・改善のための情報提供を行うとともに、各種健康活動に取り組む。また、日中の検温、所内の消毒等の感染予防対策を実施する。

ア. 健康管理：内科検診、体重・血圧測定、精神科相談、歯科・眼科・耳鼻科検診・障害者施設健診

イ. 健康活動：ラジオ体操・健康講座 等

ウ. 給食：栄養士が作成する栄養バランスを配慮した献立に基づき、給食を提供する。給食会議を毎月開催し、改善点等を確認する。

(6) その他

ア. 家族との連携

家族との個別面談を必要に応じて行うとともに、電話連絡等で適宜、連絡調整を行う。また、本人との面談等で把握した生活上の課題に対して家族や関係機関と連携して対応する。

イ. 医療機関や他施設、他機関との連携

利用者の高齢化、重度化等に対応するため状況に応じて通院同行等を行う。また、地域で安心して暮らしていくためグループホームなどの他施設や他機関とも連携し、個別支援会議を行う。

2. 地域活動（共通）

地域活動を利用者との交流を通して障害理解につなげる活動と位置づけ、障害のある方もない方も共生できるまちづくりを目指す。

（1）「ともに活動する」

ア. 地域貢献活動

- ・地域の児童・生徒の緊急避難所（ひまわり 110 番）として見守り活動を実施する。
- ・地域のボランティアと協力し、公園や施設の花壇・プランターの花の植え替え等を行う。（練馬区みどり推進課から委託）
- ・利用者とともに、地域の清掃活動を行う。
- ・近隣の町会の防災訓練、商店会の販売会、近隣施設の祭り等に参加する。

イ. 地域交流事業の推進

（ア）大泉☆かたくりギャラリー

絵画や作品等の出品を近隣の施設や地域の方から募集し、展示することにより地域交流を図る。また、本年は地域の場所での展示実施を検討する。

（イ）かたくりマーケット

地域住民との関わりを深めるため、月 1 回かたくり福祉作業所の園庭で販売会を開催する。

（ウ）近隣商店でのかたくり製品の販売

近隣商店での販売を通じて、商店やそのお客との交流を図る。

（エ）地域団体との連携・協働

大泉学園まちづくりネットやどんぐりの家運営委員会への参画など、地域の団体等とともに地域活動を行う。

（2）「ともに学ぶ」

ア. 施設見学

地域に開かれた作業所として、地域住民や相談支援事業所をはじめ、さまざまな見学の問合せに随時対応し、施設周知および障害理解を深める。

イ. 地域学習会

- ・近隣の学校等、地域の方々を対象に、相互の理解と交流を目的とした学習会を開催する。利用者が講師の役割を担うことで、障害への理解や多様性を受け入れる地域の力を育むことにつなげていく。
- ・練馬区や練馬区社協各部署とも連携し、障害理解を深めるための様々な講座や研修に利用者主体で参加する。

ウ. 施設公開

（ア）夏休みかたくり探検ツアー

主に小学生を対象に、施設や障害への理解を深める機会として、夏休み期間に施設見学や作業体験を行う。

（イ）合同施設公開

大泉町福祉園と同じ日に施設公開を実施。就労支援と生活介護を見学し障害者施設を知ってもらう。

エ. 実習生の受け入れ

- （ア）福祉実習：新たな福祉従事者を送生するため、大学および専門学校等の社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得のための実習生の受け入れを行う。

- (イ) 体験学習：福祉学習の一環として、小学生・中学生・高校生等の体験学習を積極的に受け入れ、早い段階から福祉の仕事に興味・関心を持てるきっかけをつくる。
- (ウ) 入所実習：特別支援学校の生徒や在宅障害者等、入所希望者の見学・実習を受け入れる。
- (エ) 実習前見学、体験：特別支援学校中等部生徒や後頭部 1、2 年生、その保護者を対象に、入所実習前見学や体験を受け入れる。

(3) 「ともに活かしあう」

- ア. 地域の方々の受け入れ
作業所が地域の方々や利用者にとって新たな出会いやつながりの場となることができるよう、地域住民のボランティアの受け入れを行う。
- イ. ボランティアとの協働
様々な事業や行事等においてボランティアの参加機会を増やし、感想や気づきをボランティアの声として聞き取り、事業運営に活かしていく。
- ウ. ねりま社会福祉法人等のネット
ねりま社会福祉法人等のネットにおいて関係機関との連携を図り、様々な生活課題を抱え、孤立しがちな方の「居場所づくり」や「就労体験」について、社会参加に向けた第一歩を踏み出すためのボランティア活動の受け入れ等を検討、実施する。

3. 就労定着支援事業

かたくりの利用者等が就職後に雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど希望に応じて一定期間支援を行う。また、利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月 1 回以上は利用者へ面談等の支援を行うとともに、勤続の表彰等を通して働き続けることを支援する。

4. 施設運営（共通）

(1) 運営協議会の開催

サービス向上、施設運営の改善等を目的として運営協議会を年 2 回開催する。

(2) 危機管理・安全対策

- ア. 安全対策・環境整備
定期的に所内の安全点検を行うとともに、作業室の整理整頓を徹底して行う。
- イ. 災害対策
BCP（事業継続計画）を基に避難訓練・引き取り訓練を定期的に行う。また災害緊急メールの登録を促し、避難訓練時のメール送受信の実施や伝言ダイヤル体験日を設け、日頃から災害に備える。
- ウ. 防犯対策
不審者等の侵入を防ぐための安全管理に努め、警察署・消防署等と連携を強化する。
- エ. 災害時用ハンドブック
年 1 回「災害時用ハンドブック」を配布、見直し等を行う。
- オ. 講習会の実施
防災講座、交通安全講習を利用者・家族に向け実施する。また職員向けの研修を実施する。
- カ. 感染症対策
適正な感染予防・再発防止策等を整備・改善していくために、感染症対策マニュアルを活用するとともに、感染症対策委員会を年 4 回開催する。
感染症対策委員会では、感染症が発生した場合を想定した訓練(年 2 回)と、感染に関する最新の情報を職員に伝達する研修(年 2 回)を実施する。

(3) 相談・苦情対応、虐待防止、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情にいつでも対応できる環境をつくり、誠実かつ迅速に対応する。

- イ. 苦情解決第三者委員による利用者相談、家族との懇談会を開催し、相談ポストを常設する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、関連法について職員全員が学び、法令遵守の徹底に努める。グレーゾーン担当を設け、支援会議等にて倫理綱領・行動規範を活用しながら、権利擁護の視点をもって職員間で日常の支援のあり方を検証・確認する。また虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し所内で共有する。

- カ. 利用者の権利擁護を利用者ととともに考える

職員や利用者同士での言葉づかいや態度、姿勢が適切なものであるか等、職員・利用者双方で確認しあう。また、意見箱等を活用することによって、より快適な環境づくりを進めていく。

(4) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、より良い施設運営の充実・改善に取り組む。また、イベント来場者にアンケートを行い、事業の充実に努める。

(5) 広報活動

- ア. 施設広報紙「しゃぼんだま」を発行し、特別支援学校や相談支援事業所等の関係機関に配布する。
- イ. 周辺地域に練馬区社協事業等のチラシを配布し、地域への周知を強化する。
- ウ. 掲示板を定期的に貼り替え、地域の方々への有効な広報として活用する。
- エ. 「区報」「ねりま社協だより」「練馬区社協パンフレット」「練馬区社協ホームページおよび SNS 等」「ねりいちポータルサイト」「かたくり福祉作業所インスタグラム」等を有効に活用し、行事や作業所の様子を発信し、地域の方々への周知や障害理解に繋げる。

(6) 職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施や OJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センターや他の機関が行う専門研修等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 職員の利用者等に対する権利擁護の意識を高めるため、研修への参加や勉強会を実施する。
- エ. 職員一人ひとりが利用者支援に関する課題意識とテーマを持ち、研修や現場実習に参加して習得したことを皆で学び合う研修発表会を実施する。（かたくり研修発表会）

【障害者就労支援センターレインボーワーク】

障害のある人が、自分に合った働き方を選び働き続けられるよう、相談支援・アセスメント・定着支援まで一貫した体制で支援する。また、企業や関係機関と連携し、障害理解の促進と働きやすい職場づくりを進めることで、多様な働き方や働く場の拡大につなげる。就労支援機関・障害者地域生活支援センター・教育機関・企業等とのネットワークを整え、相談の多様化・複雑化に対応できる地域の支援基盤を強化する。

1. 就職支援事業

(1) 就労相談

一般企業・事業所への就職を希望する練馬区在住の障害のある人を対象に、相談者の状況に応じた就労支援を行う。

ア. 初回相談

相談を受け、ニーズに応じて支援方法等を整理する。就職支援希望者には、支援の流れを説明し就労支援説明会を案内する。必要に応じて、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整等を行う。

イ. 就労支援説明会

障害者就労支援センターの支援内容等を説明し、「就労状況チェックシート」等の記載・必要書類の提出を依頼する。

ウ. 新規相談カンファレンス

相談者から提出された就労状況チェックシートに基づき、所内カンファレンスを行う。カンファレンスでは支援ニーズや関係機関との連携、支援内容を整理し支援の方向性を検討する。

エ. 初期評価（アセスメント実習）

障害者就労支援センターおよび区役所内において、事務、パソコン、軽作業、文書交換業務等の作業を実施し、基本的労働習慣、作業適性、障害特性の配慮等を相談者と確認する。その結果を踏まえ、就労目標や支援方針を整理して就職活動につなげる。

(2) 就職支援

利用者のアセスメント（職業評価・実習等）に基づき、個別支援や関係機関と連携した支援を実施する。就職活動支援においては、利用者が主体的に就職活動を進められるよう情報提供、模擬面接、履歴書および職務経歴書の作成支援等を行う。また、就労に必要な知識・技能などを身につけられるよう支援し、本人に合う業務や働き方を企業と調整する。

2. 職場定着支援事業

利用者とならぶ企業が安定した雇用関係を継続できるよう、職場での日頃の関わりの中で、障害のある人が働きやすくなるように支えるナチュラルサポートの構築を意識した、職場定着支援を進める。

(1) 面談・相談

利用者との面談や電話、メール等による相談に対応し、仕事や生活面の課題を把握する。

(2) 職場訪問

定期訪問のほか利用者・職場からの相談に応じて訪問し、本人・企業・関係機関とともに具体的な対応策を検討する。

(3) 連携調整

職場定着や生活面の課題について関係機関と連携を図り、解決に向けた検討や調整、取組みを行う。

(4) プログラムの実施

障がいのある人が集まり、交流を通して社会参加や仕事への意欲を高め、働き続けることを支援するプログラム「りりーふぼーと」を定期的実施する。（年4回）

3. 障害者就労促進のための普及啓発事業

障害者就労支援・障害者雇用の実情等を関係者や区民に広く周知し、理解促進を図る。

(1) 障害者雇用支援月間の取り組み

9月の障害者雇用支援月間に合わせ、障害のある人が働く様子や障害者雇用に関する情報等を紹介するパネル展示、障害者雇用に関する講演会などを実施する。障害者雇用の動向を踏まえ、より時宜を捉えた内容等を検討する。

(2) 広報・情報発信

障害のある人の就労や障害者雇用、障害者就労支援センターの理解促進のため、リーフレット、練馬区社協ホームページ、SNS等を活用し、わかりやすい周知・情報発信を行う。また、登録者に向けて「にじいろ」通信（年3回）を発行し、就労・生活に関わる情報を発信するとともに、登録者も参加し交流できる紙面づくりを行う。

4. 障害者就労支援ネットワーク推進事業

障害者雇用率の引き上げや特定短時間雇用の導入、就労中の就労系障害福祉サービスの併用等、障害者雇用に関する制度や環境の変化を踏まえ、区内の障害者就労支援事業所との連携を強化するとともに、「働きたい」を地域で応援する基盤づくりを進める。

(1) 障害者就労支援ネットワーク会議の開催

障害者就労支援事業所や教育関係者、企業、行政など、障害者就労に関わる関係者が情報共有や意見交換、事例検討等を通じて、障害者の多様な働き方を支えるための連携・協力体制を整備する。区内事業所の課題等を共有し、事業所等とともに会議の内容や進め方等の検討を行う。

（年3回）

(2) 就労支援事業所との連携

障害者就労の動向を踏まえ、就労支援事業所との連携を強化し、練馬区内の障害者就労支援の質の向上を目指す。また、就労選択支援事業所との連携を通じ、利用者の希望や強みに応じた多様な進路選択を支援するとともに、休職中の利用者については就労移行支援事業所と情報共有を図り、復職や再就職に向けた準備を支援する。

ア. 職業的重度障害者就労支援

就労継続支援B型事業所利用者や就労経験のない障害のある人に対し、個々の障害に配慮した多様な働き方の情報を提供し、一般就労につなげる。

イ. 就労移行支援事業所・就労継続支援事業所との連携

各事業所が実施する就労支援の事業に協力し、就労アセスメントを含めたノウハウの共有を行うとともに、障害のある人の多様な働き方を踏まえた就労のイメージづくりや就労意欲の向上につなげる。

(3) 障害者地域生活支援センターとの連携

区内の障害者地域生活支援センターと情報交換を行い、障害のある人の社会参加や生活支援を連携して支援する。また、豊玉障害者地域生活支援センターきらら、石神井障害者地域生活支援センターういんど、参加者一人ひとりが自身のペースで社会参加に向けて一步を踏み出すことにつながるプログラム「トライアングル・ゼミ」を実施する。

(4) 特別支援学校との連携

進路学習や体験学習等において事業説明や就労に関する説明を行い、卒業後の就労についてのイメージづくりに協力する。また、企業就労が内定した生徒が当センターに登録し、卒業後の職場定着支援や生活支援の段階的な移行が円滑に進むよう、特別支援学校と連携して支援する。

(5) 企業との連携

ア. 協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協働の推進

練馬区、特例子会社株式会社テクノプロ・スマイル、練馬区社協の三者が締結した「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」に基づき、企業実習の受け入れや企業向けセ

ミナー等において協働する。

イ. 産業団体等との連携

練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、東京中小企業家同友会等の産業団体や池袋公共職業安定所との情報交換等を行い、区内企業の障害者雇用等に関して連携する。

(6) 講師派遣

各団体等からの要請に応じ、講師として職員を派遣する。

5. 地域連携による受注拡大と働く環境づくり

区内障害者支援事業所の作業等受注の仕組みを整え、利用者の働く機会の拡充と、工賃向上につなげる。企業・事業所・関係機関、農・商・福との連携を通じ、受注情報の発信や自主製品を周知する。

(1) ねりいちネット(共同受注ネットワーク)の推進

区内障害者支援事業所が抱える課題や工賃向上等の取組み等についてともに考え向上し合うことを目的とした「ねりいちネット」を運営する。

ア. 「ねりいちネット」会議の運営

区内障害者支援事業所が、働く利用者の就労意欲と工賃向上等に考え取り組むための研修や見学会、検討会等を行う会議を練馬区とともに運営する。(年3回)

イ. カタログ「Neriichi」の製作

区内障害者支援事業所の自主製品の紹介や受注可能な作業内容等を掲載したカタログを製作し、区内企業や公共施設、店舗等に配布・設置して広く区民に周知する。

ウ. ポータルサイト「Neriichi」、ねりいち公式Xの発信

区内障害者支援事業所の手作り品販売市場「ねりいち」の製品情報や販売サイトを集めたポータルサイトを運用する。また、ポータルサイトの更新内容や販売情報を練馬区の公式LINE およびXに掲載し、より多くの区民に発信する。

(2) 共同受注窓口事業

共同受注窓口として、障害者支援事業所ひとつだけでは受注するのが難しい仕事を、各事業所の強みを生かし複数の事業所で協力して受注できるよう、企業や事業者からの受注、事業所への情報提供、作業の分配、連絡調整等を行う。また、区内企業や事業者、就労支援事業所など地域の農・商・福が連携した取り組みを充実させることで、工賃向上とともに新たな就労の場の創出など、障害のある人の就労機会の拡充につながるよう取り組む。

(3) 受注拡大および販路開拓助成金

受注作業または自主製品販売等を行う区内事業所等を対象に、受注や販路の拡大等に資する取り組みに対して、助成金を交付する。

6. 就労の場の開拓事業

主に区内企業等に、障害者雇用についての情報提供等を行う。企業等からの相談に際し、短時間就労等の多様な働き方に関する提案を行い、障害者雇用の促進を図るとともに、企業とともに働きやすい環境づくりを進めていく。

(1) 区内企業等への相談、訪問等の実施

障害者雇用に関する情報提供や訪問等による相談を通じて、障害者雇用や職場実習の受け入れの拡大を図る。

(2) 障害者雇用支援セミナーの開催

障害や障害者雇用への理解・促進を図るため、障害者雇用を実施している企業の実践報告や就労支援に関わる専門機関等による情報提供などを行う。また、企業と就労支援事業所との情報交換や障害のある人が実際に働く現場の見学会など、企業等が障害者雇用のイメージを作りやすい企画を検討する。

(3) 実習受入奨励金

障害のある人の雇用の促進を図るため、実習を受け入れる企業に奨励金を支給し負担を軽減することで、職場実習の促進を図る。

7. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

障害者就労支援センターの運営や支援内容の充実等について検討するため、当事者、地域住民、事業者、学識経験者、公共職業安定所等の構成による運営委員会を開催する。(年4回)

(2) 職員会議等の実施

ア. 職員会議：事業の共有や検討、研修報告など職員の共通認識を図る。(月1回)

イ. チーム(A・B・C)ミーティング：個々の支援の進捗状況を確認し、支援の方向性を共有する。(月1回)

ウ. 支援会議：職員全員で、チームミーティングで挙げた課題等の解決に向けて事例検討を行い学び合い、支援の質の向上につなげる。(月1回)

(3) 職員の資質向上

OJT や練馬福祉人材育成・研修センター、外部研修等を積極的に活用し職員の資質向上を図る。

(4) 障害者就労支援センター等との連携

都内区市町村障害者就労支援センター等が情報共有や意見交換を行う「障害者就労支援連絡会」や「東京都障害者就労支援関係機関意見交換会」等に積極的に参加する。

(5) 業務の効率化・支援の質の向上

相談記録システムで集積したデータを有効的に活用し業務を効率化するとともに、就労相談の傾向を分析し、効果的な情報提供の方法や支援マニュアル等の整備・見直しを行い、支援の質の向上を図る。また、登録者が働き続けるための支援システムとして、ICT ツールを導入し活用の検討を行う。

<地域福祉課>

【練馬ボランティア・地域福祉推進センター】

ボランティアや市民活動に関する相談支援、講座等の開催を通じて、住民が主体的に地域課題の解決に関わるための基盤整備を進める。あわせて、各拠点においては相談しやすい環境を整備するとともに、地域課題を共有できるネットワーク構築に取り組む。さらに、複合的な生活課題への支援や個別相談にも対応し、関係機関および住民との連携を強化しながら、制度の枠にとらわれない「地域で支える仕組み」の構築を推進する。

1. 相談事業

ボランティアに関する相談や団体の運営、ネットワーク化に関連する相談、地域の生活課題を背景とした個別の不安や悩みごとの相談等、幅広く地域生活に関連する相談を受け止め、地域資源の情報提供や関係機関と連携した継続的な支援、地域づくりを実践する。

(1) ボランティア・市民活動相談

ボランティア・市民活動に関する相談を受け止め、地域資源の情報提供や活動紹介、連絡調整を様々な関係機関や地域団体と連携して実施する。

ア. ボランティア活動コーディネート

イ. 団体・NPO法人等の運営相談・協力

ウ. ボランティア保険、会議室・車いす貸し出し等の情報提供

(2) 地域づくりに関連する相談

様々な関係機関や地域団体、行政と連携し、地域課題の解決に向けた仕組みづくりやネットワークの構築を図る。

(3) 生活相談

個別の生活上の相談を受け止め、必要に応じて関係機関と連携して支援する。

(4) 相談傾向の分析による事業化

相談記録を蓄積・現状分析し、日頃の相談支援業務に活用するとともに、運営委員や関係機関・地域住民と協議し、地域課題を発信するための区民向け啓発事業等を企画する。

(5) 就職氷河期世代を対象とした調査

就職氷河期世代の抱える生活課題を把握するために、区と協働して当事者および関係機関へのヒアリング調査を実施する。実施に当たっては、生活サポートセンターと連携して行い、就職氷河期世代に特有とされる課題について背景要因を整理し、支援の質向上につなげる。

2. ボランティア・地域福祉推進事業

(1) 小地域福祉活動推進事業〔練馬区補助事業〕

地域福祉コーディネーターとして「ネリーズ（地域福祉協働推進員）」を始めとする地域住民や社会福祉法人、地域団体に向けて、地域づくりへの参加意識の醸成を図りながら、相互に顔の見える関係がつくられるよう様々な場づくりを行う。また、センター・各コーナーやどんぐりの家等の地域拠点を中心に、住民や町会・自治会、民生・児童委員、地域団体・NPO、関係機関、企業等、多様な主体と協働し、地域課題を共有できるネットワークの構築・拡充、地域性を活かした支え合いの仕組みづくりに取り組む。

ア. 練馬・光が丘・大泉・関町・土支田の地区ごとのネットワークの運営と参加

イ. 発達性読み書き障害（ディスレクシア）の家族・当事者会の運営支援

ウ. 障害のある人や生きづらさを抱えた人が参加できる居場所づくり

(2) ネットワークへの参加と連携

ア. 各地区の民生児童委員協議会に出席し、職員から地域活動の情報を発信するとともに、地域の実情を把握する

イ. 町会・自治会等の地域住民や地域団体、施設との日常的な連携・協力を図る。

- ウ. 地域ケア会議、精神保健連絡会等各種会議に参加する。
- エ. 地域課題やテーマごとのネットワークに参加し、運営支援や協働事業を通してネットワークの拡充や活性化を図る。(ねりんく、こどもまんなかネットねりま等)
- オ. 社会福祉法人等のネットの各地区の活動等に参加し、ひきこもりや生きづらさを抱える人の生活課題を共有し、就労体験等の社会参加を協働して支援する。

(3) 地域の人材育成

- ア. ボランティア講座
ボランティア活動の基本的な理解を深めながら、活動を始めるきっかけとなる講座を実施する。また、講座終了後も参加者と継続的に関わりながら住民の地域活動を支援する。
- イ. ボランティア交流会（ボラセンゼミ）
センター・各コーナーごとに、ボランティアセンターが行った講座受講者やボランティア活動者を対象に、地域活動に関する関心事や取り組みを出し合う意見交換の場を定期的に設ける。
- ウ. つながるカレッジねりまマッチングイベント（練馬区と共催）
つながるカレッジねりま（福祉講座）修了予定者や地域活動に関心のある住民を対象に、地域団体の活動を紹介・相互に交流するイベントを実施する。また住民の地域活動への機会の提供と地域団体の担い手の確保を支援する。

(4) 地域団体・学校・企業・関係機関等へのサポートと協働

- ア. 団体や関係機関の活動、学校の福祉教育への取り組みに対する企画協力や講師派遣等を行う。
- イ. 福祉施設・病院等のボランティア担当者を対象とした研修会等を実施するとともに、地域の中で施設同士が学び合い、つながるための情報交換会を実施する。
- ウ. 地域団体に対する各種助成情報の提供や資料作成の支援を行う。
- エ. ボランティア関連保険の情報提供と受付・手続きを行う。
- オ. 相談情報ひろば等の団体と情報共有、連携を図る機会として情報交換会を実施する。
- カ. 包括的連携協定を締結した区内郵便局と継続的に連携を図る。
- キ. スーパーマーケット等の企業の社会貢献活動に協力し、フードパントリーの企画や寄付先のコーディネートを行う。

(5) 災害時に備えた取り組み

- ア. 災害時に備えた行政・関係機関・地域団体等とのネットワークを構築するため、災害ボランティアセンター関係者連絡会等を行う。
- イ. 「災害ボランティアセンター」の立上げ・運営に備え、行政・関係機関・地域団体等と連携し訓練を実施する。
- ウ. 災害時に人と情報をつなぐ機能を持つ住民を増やすため、「災害ボランティアコーディネーター入門講座」を開催する。また、交流会等を通じて参加者同士や行政、関係機関等の横のつながりをつくる。
- エ. 社協だよりやボランティア・市民活動情報紙「ぼけっと」、各種 SNS 等を活用し、災害ボランティアセンターの役割を周知する。

(6) こども食堂の運営支援〔練馬区補助事業〕

- ア. こども食堂を運営する団体が交流・ネットワークを広げる場として、こども食堂連絡会を開催する。(年2回)
- イ. こども食堂の設立・運営に関する相談を受け、助成金等必要な情報を提供する。
- ウ. 練馬区こども食堂マップの作成・更新を行う。
- エ. 練馬区社協ホームページ内におけるこども食堂を周知するページについて、運営団体と協議し、構成及び内容を改訂する。

(7) 会議室・機材等の貸し出し

- ア. ボランティア・市民活動を支援するために、センター・コーナーの各拠点にある会議室・機材等の貸し出しを行う。

イ. 公的制度の対象にならず、一時的に利用を必要とする住民や福祉教育を目的とした団体等に車いすの貸し出しを行う。

(8) 情報発信

ア. リーフレット等を活用し、センターの役割・機能について住民にわかりやすく情報提供する。

イ. ボランティア・市民活動情報「ぼけっと」を発行する。

年 12 回（毎月）発行/発行部数（4,500 部）

ウ. 練馬区社協ホームページ、Facebook、X、ネリーズ公式 LINE、YouTube 等のメディアを活用して、ボランティア・市民活動や地域福祉事業に関する情報を発信する。

3. 重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等継続的支援業務および参加支援業務ならびに若者ケアラー・コーディネーター業務の取り組み〔練馬区からの受託事業〕

(1) アウトリーチ等継続的支援業務・参加支援業務

ひきこもりや 8050 世帯など複合的な課題を抱えながら支援につながない当事者やその家族等を対象に訪問等を通じて個別のニーズや状況を把握する。また、関係機関や社会福祉法人等のネット、住民等と連携しながら課題解決に向けた必要な支援や社会参加につなげる取り組みを行う。

(2) 若者ケアラー・コーディネーター業務

ヤングケアラーへの切れ目ない支援を実現するため、18 歳以上の若者ケアラーへの支援について、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関や住民と連携を強化し、支援体制の充実を図る。また、関係機関に向けて子ども家庭支援センターと協力し、周知活動や啓発を目的とした研修会等を開催する。

4. 東日本大震災および令和 6 年能登半島地震避難者に対する孤立化防止等の取り組み〔東京都「孤立化防止事業」受託事業〕

東日本大震災および能登半島地震による区内避難者に対し、個別のニーズに応じて必要な支援や情報提供をする。

(1) 個別相談および支援

個別訪問等を通して、困りごとなどを伺いながら必要な情報提供を行うとともに、民生・児童委員や自治会等の地域の関係者や避難元の行政・社協と連携し、地域の一員として生活しやすい環境となるよう支援する。

(2) 情報紙等による情報提供

避難者の生活に資する情報を発信することを目的として「こんにちは！練馬区社会福祉協議会です」を作成・配布する。また、社会福祉協議会の避難者を対象とした支援内容を周知する案内チラシを作成・配架する。

(3) 避難者支援団体等との連携およびネットワーク構築

ア. 練馬区避難者支援団体連絡会を定期開催し、避難者に関する情報共有や意見交換を行う。

イ. 行政・社協等が主催する会議に参加し、被災地・避難者の現状と課題等を把握し、避難者支援の取り組みに活かす。

5. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

ボランティア・市民活動および地域福祉事業を行う住民や学識経験者、行政関係者等の委員によって構成される運営委員会を開催し、多様な視点でセンターの運営や事業について協議する。また、より良いセンター運営のため、委員とともにワークショップを開催し、職員のスキルアップに努める。

(2) スタッフ会議、検討会議の開催

職員間で事業に関する確認や検討、情報共有を行うため、定期的にスタッフ会議および検討会議を開催する。

(3) 職員の資質向上

ア. ボランティアコーディネーター、地域福祉コーディネーター業務、相談支援に必要な資質を身につけるため、内外の研修に参加する。

イ. アドバイザーを設置し、個別ケースや事業運営等に関する相談・検討を通して職員の専門性の向上を図る

(4) 事業収入や寄付等による事業の充実

使用済み切手や書き損じはがき等の収集、広告掲載等を行い、センター事業の充実に努める。

【生活サポートセンター】

複合的な課題を抱え経済的にも困難を抱える住民が、課題の解決に向けて取り組めるよう支援する。また、地域住民や関係機関等との連携を強化し、支援機能の充実を図るとともに、地域課題の状況を踏まえ地域で支える仕組みづくりを推進する。

1. 相談事業

相談者の課題解決に向け、関係機関や地域の関係団体等と連携し、適切な支援や情報提供を行う。また相談者の状況を分析し、相談方法の多様化と充実を図りながら課題の発見から解決に向けた取り組みを行う。

(1) 相談支援

ア. 電話相談

イ. 面接相談

(ア) 予約または随時窓口で面談を行う。

(イ) 石神井地区相談会 午後2時から午後4時

石神井障害者地域生活支援センターういんぐ 第1、第2木曜日

石神井総合福祉事務所（石神井庁舎4階） 第3、第4木曜日

ウ. 訪問相談

必要に応じて、相談者宅や社協の各拠点・関係機関に訪問し面談を行う。

エ. 同行支援

必要に応じて、弁護士事務所や関係機関等に職員が同行する。

オ. オンライン相談

継続相談者からの要請に応じて、オンラインでの相談、他機関を交えた面談を行う。

(2) 弁護士相談

借金や税金・家賃の滞納、労働問題等について、法的な観点での課題整理が必要な人を対象に、顧問弁護士による無料相談会を開催する。相談には職員も同席し、債務や滞納以外の複合的な生活課題を抱えた人の相談にも対応する。(月1回)

(3) 関係機関との連携

課題の早期発見や見守り等につなげていくため、地域住民や団体、行政、関係機関、他部署と協働して支援する。

ア. 特例貸付の償還、猶予、猶予後免除等について東京都社会福祉協議会、生活福祉係と連携し、相談者に適切な情報提供や手続き支援を行う。

イ. 福祉事務所や収納課、保健相談所等の行政窓口と情報交換の実施を通じて、お互いの機能や役割を把握し、早期に適切な支援や情報提供が行えるようにする。

ウ. 住まいサポーターや居住支援法人、住宅課等、住まい確保に関する関係機関と連携し、住まいに関する適切な情報提供や手続き支援を行う。

エ. 社会福祉法人等と連携し、相談者の状況に応じた就労体験等の個別支援を進める。

オ. プラン内容を検証する支援調整会議やケースカンファレンス等を行う。

カ. NGO 団体、弁護士事務所等と連携し外国籍の人を対象とした相談会を実施する。

キ. 要保護児童対策協議会への参加を通じて、若年時の生活困窮や孤立の課題の早期発見につながるよう教育機関や支援団体との連携強化を図る。

(4) 事業周知

ア. チラシ・リーフレット等広報物の配布先を拡充する。

イ. 練馬区社会福祉協議会のホームページ、練馬区のホームページ、SNS、区報を活用し弁護士相談会、石神井相談会等の事業周知を行う。

2. 生活困窮者自立支援法等に基づく事業〔練馬区からの受託事業〕

生きづらさを抱える人、困窮する外国籍や若年層の人等の課題を抱え困窮状態にある人への丁寧な伴走支援を実践する。

(1) 自立相談支援事業

複合的な課題を抱えた生活困窮者に対し、抱えている課題とニーズを把握してアセスメントを実施し、プランに基づいて自立に向けた継続的な支援を行う。社会保障制度や地域資源の情報提供、就労支援、家計相談を行い、相談内容に応じて弁護士、社会保険労務士等の専門職から助言を受け支援する。

また、福祉事務所やハローワーク、就労サポーター、住まいサポーター、就労準備支援事業所等、生活困窮者自立支援法に関連する事業者との情報交換を継続的に実施する。

(2) 家計改善支援事業

債務問題や収支のバランスに課題を抱える相談者に対し、家計表の作成や公的制度の利用支援、弁護士相談等へ案内・同行、生活福祉資金を含む貸付の情報提供等を行う。

(3) 「住居確保給付金」に関する相談支援事業

離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者であって収入等が一定水準以下で就職を目指す人に対して「住居確保給付金」に関する相談・申請受付、就労支援を行う。

(4) 「転宅費用助成事業」に関する相談支援事業

低廉な家賃の住居に転宅することで家計改善が見込まれる人に対して、「練馬区住居確保給付金転宅費用助成」に関する相談・申請受付、転宅のための支援を行う。

(5) 支援調整会議

相談者の支援プランを作成し、スーパーバイザーを交え関係機関と協議する。関係機関と支援の方向性と役割分担を確認し、協働して支援する体制をつくる。

また複合的な課題解決や支援内容の検証・充実のため、支援調整会議前にアドバイザーの助言を受け、ケースの論点整理を行い効果的な話し合いができるよう取り組む。(月2回)

(6) 就職氷河期世代への調査

氷河期世代の抱える生活課題を把握するために、区と協働して当事者のヒアリング調査を実施する。

3. 重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業」の補助〔練馬区からの受託事業〕

生活福祉課が担う調整困難ケースのコーディネート（相談受付から会議開催、モニタリング、最終まで）の業務を補助する。

4. 地域で支える仕組みづくりの推進

(1) 地域住民・団体との連携

ア. 民生・児童委員や地域のボランティア団体、企業等に事業周知を図り、地域課題の早期発見・解決に向けた連携を強化する。

イ. 社会保障制度や雇用の仕組み等、セーフティネットや権利をわかりやすく伝えるツール（一覧表や図など）を関係機関と連携し作成する。

(2) 多様な働き方を支援する仕組みづくり

ねりま社会福祉法人等のネット等の協力を得ながら、就労に結びつきにくい人への支援や多様な働き方を支える場を増やしていく。

(3) 生きづらさを抱える人の社会参加の場づくり

ア. 練馬区社協各部署や地域団体と連携し、生きづらさを抱える人の居場所づくりや社会参加の場の確保に向けた取り組みを進める。

イ. 米米くらぶ（月1回）

社会参加の機会が少ない相談者が安心して活動できるよう、地域から寄付された食料の整理

や米の小分け等の作業を行う場を提供する。

5. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

生活に困難を抱える住民の支援を行っている様々な分野の関係者で委員会を構成し、意見交換、情報交換を通じて、生活困難な住民を支える地域づくりの推進を図る。生活サポートセンターの運営や事業について協議し、個別支援から見えてきた課題を地域の課題として整理する機会を設ける。(年4回)

(2) センター会議等の実施

ア. 定期的にセンター会議を開催し、事業の進捗の共有や相談傾向の分析を部署の取り組みに活かせるよう検討する。

イ. 関係機関と検討するべき論点を整理するため、定期的にケース会議を開催する。

ウ. 毎朝のミーティングで新規相談の内容やケースの進捗状況を確認・共有する。

エ. 毎月末にスクリーニングを行い、各職員が担当するケースの進捗状況の共有と今後のアプローチを検討する。

オ. 変化する各種制度の情報収集を行い部署内で共有する。

(3) 職員の資質向上を目的とした研修の実施・参加

ア. 社会保障制度等基礎研修の企画・実施(生活保護制度 年1回、社会保障制度 年2回)

イ. 相談対応の専門性を高めるための研修の企画・実施(年1回)

ウ. 他機関で実施される研修に積極的に参加し、研修成果を部署内に反映する。

エ. アドバイザーを設置し、個別ケース検討を通して人材育成や体制強化を図る。(月2回)

(4) 石神井再開発ビル開設の準備

令和10年5月に石神井新庁舎内の事務所開設するための準備を円滑に進める。

ア. 拠点間の情報共有等が円滑に行えるよう、新たなシステムの導入を検討する。

イ. 人員体制など具体的な事務所の運営方法について区と協議する。

<地域生活支援課>

【権利擁護センター ほっとサポートねりま】

練馬区における成年後見制度推進機関、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、関係機関や専門職との地域連携ネットワークの強化や成年後見制度の周知普及を図り、制度の円滑な利用促進に取り組む。高齢者や障害のある方など、支援を必要とする住民が適切に福祉サービスを選択し、自分の意思や希望を叶えながら安心して地域で暮らせるよう、福祉サービス利用援助事業を行う。

1. 相談事業

福祉サービスの利用に関する相談や情報提供を行うとともに、成年後見制度についての制度説明や申立て書類の案内、関係機関の紹介を行う。また、後見業務に関する相談や問い合わせに応じ、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行う。

(1) 一般相談

- ア. 福祉サービスの利用援助等に関する相談
- イ. 成年後見制度に関する相談
- ウ. 終活に関する相談

(2) 成年後見制度専門相談

高齢者、障害のある人、ならびにその家族や関係者等が抱える成年後見制度や遺言・相続に関する不安や課題、また身寄りのない人が将来に向けて抱える終活に関する悩みに対し、身近な地域で専門的な相談を受けられる機会を提供する。そのため、弁護士や司法書士と協働し、専門的知見に基づく相談会を開催する。

(3) 権利擁護法律相談

弁護士と顧問契約を締結し、法的助言を要する相談に対して適切に対応する。また、行政や地域包括支援センター等の関係機関についても、法的助言が必要となる場合には、顧問弁護士が相談に対応する。

2. 福祉サービス利用援助事業

高齢者、障害のある人の適切な福祉サービスの選択や利用支援、および日常生活における金銭管理、重要書類の預かり等、地域で安心して生活を送るための支援を行う。

(1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）〔東京都社会福祉協議会受託事業〕

高齢や障害等により判断能力が十分でない人の意思決定と地域生活を支援するため、「福祉サービス利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を実施する。生活支援員による支援と専門員による定期的なモニタリングを行い、利用者の状況変化に応じた支援を行う。

さらに、支払いの滞納や消費者被害など法的な対応が必要な場合については、成年後見制度への移行も見据えつつ、関係機関および顧問弁護士等と連携し権利擁護支援を行う。

(2) 財産保全サービス・手続き代行サービス〔練馬区補助事業〕

加齢や障害、病気等により、財産の管理、預金の払戻し、各種支払いや手続き等が困難な人に、書類等の預かりや手続きの代行等の支援を行う。

(3) 周知普及

福祉サービス利用援助事業の円滑な利用を促進するため、地域の関係機関等に出向き、説明会や相談会の開催、勉強会への講師の派遣を行う。パンフレットやホームページ、SNS等を活用し、権利擁護と福祉サービス利用援助事業について広く地域に周知する。また、福祉施設等に出向き職員や家族会等に向けて事業の周知を行う。

3. 成年後見制度の利用促進と中核機関の運営〔練馬区受託事業〕

成年後見制度推進機関・中核機関の運営主体として、関係機関や専門職との地域連携ネットワー

クを強化する。あわせて、中核機関の役割を関係機関に周知し、制度の利用促進および円滑な利用につながる取り組みを進める。また、地域課題の発見や解決に向けた検討を行い、成年後見制度とホームロイヤーや金融機関等の多様な地域資源を組み合わせ、個々の状況に応じた支援を実施する。

(1) 周知普及

地域住民が制度を知る機会を増やすため、練馬区社協の各拠点、成年後見制度に関わる NPO などの関係機関と連携し、講演会や相談会を開催する。リーフレットは、令和 9 年に予定されている民法改正に伴う成年後見制度の変更を踏まえ、改定に向けた準備を行う。また、センター職員が福祉サービス提供事業者等に出向き、成年後見制度の周知普及を行う。

(2) 成年後見制度利用促進法を踏まえた地域ネットワークの活用

ア. 行政関係機関との協働

民法改正に伴う制度変更に向けて、中核機関の設置主体である区と情報共有するとともに成年後見制度の利用支援および市民後見人の受任等について協議する。

イ. 地域住民や成年後見制度推進 NPO 等との連携

地域住民組織や成年後見制度に関わる NPO 等の関係機関と連携し、制度説明会や勉強会、相談会、情報交換等を行い成年後見制度の利用促進に取り組む。また、区外の成年後見制度に関わる NPO 等の情報収集を行う。

ウ. 「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」の開催

区民が成年後見制度を安心して利用できるよう練馬区域で活動する成年後見制度に関わる専門職や当事者団体、医療機関、行政機関、市民後見人などを参加者とした「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」を定期的で開催する。連絡会は、情報交換や事例検討等を通して練馬区の現状を共有し連携を深める場とする。

エ. 支援機能の充実

中核機関として、関係機関や行政、専門職などと連携・協働し、制度利用に向けた相談支援や後見人を含めたチームへの支援を行う。また、後見人をマッチングしたケースに関するモニタリング、関係機関からの相談に応じて、調整・解決に向けたバックアップ支援を行う。

(3) 検討支援会議の開催

福祉事務所や保健相談所などの行政機関、地域包括支援センターなどの関係機関が参加する、成年後見制度の利用や権利擁護に関するケース検討会議を、練馬区内を東西に分け、定期的で開催する。会議には、専門職をアドバイザーとして招き、後見人等候補者の検討や成年後見制度以外の権利擁護支援についても合わせて検討する。

(4) 後見人等サポート

成年後見人等を受任予定や受任中の親族等に対し支援を行う。

ア. 相談支援

親族後見人等が安心して後見業務を行えるよう、後見業務で生じる疑問や不安・悩み、書類作成の方法・確認等、相談支援を行う。

イ. 情報提供、勉強会・研修の実施

練馬区社協に登録している親族後見人等に向けて、情報紙「ねりま後見人ネットだより」を年 2 回発行し、後見業務に関する情報を提供する。社協ホームページ・SNS への掲載、東京家庭裁判所や行政等関係機関の協力を得てネットだよりを配布し、親族後見人等の相談窓口であることの周知や、登録者の拡大を図る。また、親族後見人等向けの勉強会や講演会等の開催を通じて、後見人同士の情報交換や交流できる機会を提供する。

(5) 市民後見人養成・活躍支援

ア. 市民後見人の養成・活躍

後見業務に携わっている市民後見人と協働して、市民後見人養成研修説明会を開催する。養成研修は、受任に向け実践的に学べるよう、専門職や学識経験者による講義や実習等のカリキュラムを工夫して実施する。市民後見人の周知・普及に向け、養成研修の一部を地域包括支援

センター職員や民生・児童委員、区民にも公開する。また、市民後見人受任者・登録者のフォローアップとして後見業務や対人援助に関する研修や情報交換の場を設定する。

イ. 市民後見人の受任の推進

市民後見人の受任を適切かつ迅速に推進するため、行政、関係機関と連携を図ると共に、市民後見人が安心して後見業務を行うことができるように練馬区社協が監督人を担う。専門職が法的課題を解決した後、身上保護が中心となるケースについては、本人の気持ちに寄り添い生活に近い視点で関わるができる市民後見人への引継ぎを推進していく。

4. 法人後見事業〔練馬区補助事業〕

(1) 法人後見の受任

成年後見制度を必要としているが、福祉的ニーズが高く、個人受任が難しいケースに対して、法人後見を受任する。また、法人後見の実務経験をマニュアルに反映し、組織としての後見業務機能を向上させる。

(2) 法人後見監督の受任および後見監督業務

市民後見人の適切な後見業務の遂行のため、法人として後見監督を受任する。また、後見監督の実務経験をマニュアルに反映し、後見監督業務を充実させる。

5. 終活事業〔練馬区補助事業〕

(1) 相談支援

終活に関する疑問や悩み等、幅広い相談に対応し、遺言や任意後見、死後事務委任契約など必要な手続きや制度の案内を行う。必要に応じて、弁護士や司法書士等の専門職のマッチングを行う。

法的な相談については、月2回開催している司法書士による専門相談を活用しながら、地域住民が安心して生活できるよう相談支援を行う。

(2) 高齢者等終身サポート事業

身寄りがなくても安心して最期まで過ごせるよう、死後事務や入退院のサポートなどを行う高齢者等終身サポート事業を開始する。

(3) 終活情報登録事業〔練馬区受託事業〕

高齢者等が「もしもの時」に、必要な情報を家族等に伝えられるようにするため、情報登録事業を開始する。

(4) 周知普及

リーフレットや SNS 等を活用し、関係機関と連携しながら広く周知する。「私の生き方ノート（エンディングノート）」を活用したセミナー等を NPO 法人や民間事業者と連携して実施する。また、関係機関等に出向き、福祉関係者や地域住民に向けて事業説明を行う。

6. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

当事者やその家族等を支援する組織や、法律等の専門家、学識経験者、行政機関等の委員で構成する運営委員会を年5回開催し、事例の共有や困難ケースの検討を行い、センターで関わるケースの理解と現状の共有を図り、センターの運営や事業を多様な視点で協議する。

(2) 成年後見制度利用促進協議会の開催

中核機関の運営や成年後見制度の利用促進等に関して法律等の専門家、学識経験者、行政機関等のメンバーで構成する合議体として定期的に協議会を開催し、成年後見制度の適切な利用につながるよう協議・検討する。

(3) センター会議の実施

センター業務に関する確認と共有、検討を行うため、センター会議を定期的で開催する。

(4) 生活支援員定例会の実施

地域福祉権利擁護事業を担う生活支援員を対象に、事例検討等を含む研修、定期的な情報交換の場を設け、専門性の向上を図る。また、城西ブロックの担当者による合同研修を企画し、支援の質の向上を図るとともに、ブロック内における情報共有や意見交換の機会とする。

(5) 職員の資質向上

東京都社会福祉協議会、厚生労働省が主催する、成年後見制度の体制整備研修や地域福祉権利擁護事業の階層別専門員研修、弁護士会や司法書士会が主催する、法改正で変化する成年後見制度や身寄りのない高齢者に関する研修に参加し、資質向上に努める。

【豊玉障害者地域生活支援センター きらら】

練馬区の基幹相談支援センターとして相談支援の中核的役割を担い、地域における相談支援体制の強化に取り組む。また、障害のある人たちやその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう支援する。

1. 障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

(1) 電話相談

月曜日～金曜日（水曜日を除く）の午前9時～午後8時
土・日曜日の正午～午後8時

(2) 面接相談

ア. 予約面接 月・木曜日の午前9時～午後7時、火曜日の午前9時～正午

イ. 随時面接 オープンスペース開設時

（オープンスペース開設時間 火・金・土・日曜日の正午～午後7時）

※週1回手話通訳者を設置し、手話による相談を実施

ウ. 関係機関・他職種専門職等との連携

障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関・他職種等と連携し情報交換や情報共有を行う。

2. 計画相談支援、地域移行・地域定着支援

(1) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

複合的な課題があるなど、民間相談支援事業所では難しいケースの計画相談支援を行う。障害福祉サービス利用者が、より良い地域生活が営めるよう、サービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）等を行う。

(2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

ア. 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等と連携して地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人や単身で地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

3. 基幹相談支援センター

相談支援事業所や障害の分野を超えた関係機関と連携を図りながら、地域の相談支援体制の強化に向け取り組む。

(1) 総合相談・専門相談

多機関連携や複雑な調整を要するケースに対応する。また、民間相談支援事業所が対応している困難ケースをバックアップする。地域生活支援拠点として、他機関と連携し地域の障害のある人の緊急時の対応や環境整備を行う。

(2) 地域の相談支援体制の強化

練馬区内の基幹相談支援センターや行政、高齢・障害分野の事業所と連携しながら、相談支援従事者会を開催し、事例検討会や勉強会を通じて、支援の質を高める。また、福祉・介護・医療・教育など福祉の分野を超えた関係機関で障害者の安心した地域づくりについての協議を行う障害者地域自立支援協議会専門部会を開催する。

(3) 地域移行・定着支援の促進

練馬区内外の医療機関・保健相談所・事業所等と、入院者・入所者等の円滑な地域移行について情報共有する。また、長期入院者等の地域生活の不安や迷いに対し、退院に向けた動機づけとなるよう、入院経験や障害・疾病等のある当事者のピアサポーターとともに区内の3病院等に定期的に訪問する。病棟訪問に向けて、ピアサポーターの活動を協議するサポーター養成講座や病院や関係者、入院患者に地域の情報や生活の工夫等を届けるための情報紙「ぴあまっぷ」づくりを月1回実施する。

(4) 権利擁護・虐待防止

相談支援従事者会や練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会を通じて、虐待防止や意思決定支援等の勉強会を実施し、地域における支援の質や対応力の向上、権利擁護を推進する。また、成年後見制度の利用支援を行う。

4. 地域活動支援センター事業

障害者が自立した日常生活を営むために必要な居場所や活動、学びや余暇の充実につながる支援を行う。また、地域交流および障害理解促進のため、関係機関との連携強化や情報発信を行う。

(1) 自立した日常生活への支援

ア. オープンスペース（安心して過ごせ、相談できる場）の提供

イ. プログラム活動の開催

食事会、パソコン教室、パソコン開放、スポーツ（卓球、練馬区健康いきいき体操）、茶道体験、花くらぶ（園芸プログラム）、SST、茶話会、料理教室、出張きらら in 光が丘（光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催）、ねりまきれいにし隊（商店会活動への協力）

ウ. トライアングル・ゼミ

障害者就労支援センターレインボーワーク、石神井障害者地域生活支援センターういんぐと連携し、参加者一人ひとりが自身のペースで社会参加に向けて一歩を踏み出すことにつながるプログラムを実施する。

エ. 当事者活動の支援・組織化

当事者が主体的に活動に参加し、自分の経験や思いを活かしながら互いに支え合う場があることで、孤立の予防や自己肯定感を育むことにつながるよう、当事者の活動ニーズの把握、活動機会の創出、活動の組織化等を支援する。

(ア) 「きらら」メンバーの当事者会支援（メンバーミーティング、音楽を語る会、囲碁教室、クリスマス会、外出企画、防災プログラム等）

(イ) 障害のある人、家族、支援者の勉強会開催（SST研修、栄養講座、障害年金講座等）

(ウ) 地域生活サポーター養成講座の開催

(エ) ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

(オ) ピア活動の支援（病院入院者等への訪問、勉強会・講演会）

(カ) NPO法人練馬すずしろ会と協働した勉強会の開催（誰でも参加できるSST）

(2) 地域との交流

ア. 地域の商店会・町会等のイベントへの参画等を通じ、地域住民と障害のある人の交流を図る。

イ. 街の花壇整備（花くらぶ）や清掃活動（街清掃）等を通じ、ボランティアや町会との交流を深めながら一緒に活動する。

ウ. ボランティアを受け入れ、プログラム活動を活性化し、地域住民との交流を深める。

エ. 施設公開「オープンきらら」の実施

(3) 地域向け講座の開催

ア. きららメンバーや地域住民、福祉サービス従事者向けのSST研修の実施

イ. 地域住民や関係機関向けの障害理解講座の実施

ウ. 当事者・家族向け「障害年金勉強会」の開催

(4) 情報発信

- ア. 豊玉障害者地域生活支援センターきららだより「たけのこ」を毎月発行
- イ. 各種パンフレット、チラシ掲示・配布
- ウ. 練馬区社協ホームページや動画、SNS等を活用した情報発信
- エ. 地域活動団体と連携した情報発信、イベントや交流活動を実施

5. 組織運営

(1) 基盤整備

豊玉障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員会等を開催する。

- ア. 「運営委員会」 年6回
- イ. 「利用者懇談会」 月1回

(2) 相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情に、誠実かつ迅速に対応する。
- イ. 苦情解決第三者委員による施設巡回（利用者の個別面談）を開催する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、研修やチェックリストを活用しながら職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の関連法について学び、職員の法令順守の徹底に努める。職員会議等で権利擁護や虐待防止のための研修を定期的に行い、権利擁護の視点を持った支援のあり方や支援方法を検討・確認していく。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し協議内容を部署で共有するとともに、チェックシートを活用した虐待防止の意識強化にも取り組む。

(3) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、施設運営の充実・改善に取り組む。

(4) 危機管理・安全対策

- ア. 安全対策
 - 定期的に所内の安全点検を行う。
- イ. 災害対策
 - (ア) 定期的に利用者、職員が町会・商店会等の避難訓練、防災イベント等に参加し、関係機関と連携強化を図る。
 - (イ) 災害時の対応を強化するため、災害備品や備蓄品の検討・整備・更新・周知を行う。
 - (ウ) BCP（事業継続計画）に基づいた避難訓練や防災研修を定期的に行う。
 - (エ) 職員、利用者ともに災害伝言ダイヤルの体験場面を設け、平時から有事に備えた取り組みを行う。
- ウ. 減災への取り組み
 - (ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組み顔の見える関係を築く。
 - (イ) 日頃より商店会活動に参加し、地域住民等との日常的なつながりをつくる。
- エ. 感染症および食中毒まん延防止への取り組み
 - (ア) 研修および訓練の実施し、職員の理解促進を図る。
 - (イ) 感染症予防対策委員会を開催し、取り組み状況の確認や課題の共有とともに強化する取り組み等について協議を行う。

(5) 職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施やOJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 利用者の権利擁護のための研修・勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。
- エ. 職員一人ひとりが研修や勉強会に参加して得た学びを職場内で共有する。

(6) 実習生の受け入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(7) 講師の派遣

職員が地域に出向き、勉強会や講演等の講師を担う。

【石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ】

練馬区の基幹相談支援センターとして相談支援の中核的役割を担い、地域における相談支援体制の強化に取り組む。また、障害のある人たちやその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしくいきいきとした生活を送ることができるよう支援する。

1. 障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、本人・家族・関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

(1) 電話相談

月曜日～金曜日（火曜日を除く）の午前9時～午後8時
土・日曜日の正午～午後8時

(2) 面接相談

ア. 予約面接 水曜日の午前9時～正午、木・金曜日の午前9時～午後7時

イ. 随時面接 オープンスペース開設時

（オープンスペース開設時間 月・水・土・日曜日の正午～午後7時）

※週1回手話通訳者を設置し、手話による相談を実施

ウ. 関係機関・他職種専門職等との連携

障害のある人のニーズを踏まえ、関係機関・他職種等と連携し情報交換や情報共有を行う。

2. 計画相談支援、地域移行・地域定着支援

(1) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

複合的な課題があるなど、民間相談支援事業所では難しいケースの計画相談支援を行う。障害福祉サービス利用者が、より良い地域生活が営めるよう、サービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）等を行う。

(2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

ア. 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を希望する人に地域移行支援計画を作成し、入所施設や精神科病院等と連携して地域移行に向けた支援を行う。

イ. 地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、居宅において单身等の地域生活が不安定な人に対し、安定した地域生活を継続していくための支援を行う。

3. 基幹相談支援センター事業

相談支援事業所や障害の分野を超えた関係機関と連携を図りながら、地域の相談支援体制の強化に向け取り組む。

(1) 総合相談・専門相談

多機関連携や複雑な調整を要するケースに対応する。また、民間相談支援事業所が対応している困難ケースをバックアップする。地域生活支援拠点として、他機関と連携し地域の障害のある人の緊急時の対応や環境整備を行う。

(2) 地域の相談支援体制の強化

練馬区内の基幹相談支援センターや行政、高齢・障害分野の事業所と連携しながら、相談支援従事者会を開催し、事例検討会や勉強会を通じて、支援の質を高める。また、福祉・介護・医療・教育など福祉の分野を超えた関係機関で障害者の安心した地域づくりについての協議を行う障害者地域自立支援協議会専門部会を開催する。

(3) 地域移行・定着支援の促進

練馬区内外の医療機関・保健相談所・事業所等と、入院者・入所者等の円滑な地域移行について情報共有する。また、長期入院者等の地域生活の不安や迷いに対し、退院に向けた動機づけとなるよう、入院経験や障害・疾病等のある当事者のピアサポーターとともに区内の3病院等に定期的に訪問する。病棟訪問に向けて、ピアサポーターの活動を協議するサポーター養成講座や病院や関係者、入院患者に地域の情報や生活の工夫等を届けるための情報紙「ぴあまっぷ」づくりを月1回実施する。

(4) 権利擁護・虐待防止

相談支援従事者会や練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会を通じて、虐待防止や意思決定支援等の勉強会を実施し、地域における支援の質や対応力の向上、権利擁護を推進する。また、成年後見制度の利用支援を行う。

4. 地域活動支援センター事業

障害者が自立した日常生活を営むために必要な居場所や活動、学びや余暇の充実につながる支援を行う。また、地域交流および障害理解促進のため、関係機関との連携強化や情報発信を行う。

(1) 自立した日常生活への支援

ア. オープンスペース（安心して過ごせ、相談できる場）の提供

イ. プログラム活動の開催

きれいにし隊！（花壇の手入れ、石神町会活動として町会掲示板のポスター貼りや清掃）
パソコン教室、出張ういんぐ（大泉ボランティア・地域福祉推進コーナーと共催）、茶道教室、歩き隊！（近隣散策）、夕食会、季節を感じるプログラム、みんなドラマ（サイコドラマ、心理劇）、なでしこ会、卓球、体操、利用者懇談会、創作の日、国際交流、防災プログラム、介護のつどいなど

ウ. トライアングル・ゼミ

障害者就労支援センターレインボーワーク、豊玉障害者地域生活支援センターきららと連携し、参加者一人ひとりが自身のペースで社会参加に向けて一歩を踏み出すことにつながるプログラムを実施する。

エ. 当事者活動の支援・組織化

当事者が主体的に活動に参加し、自分の経験や思いを活かしながら互いに支え合う場があることで、孤立の予防や自己肯定感を育むことにつながるよう、当事者の活動ニーズの把握、活動機会の創出、活動の組織化等を支援する。

(ア) 当事者会支援（主体的に取り組めるイベント実行委員会やプログラム等）

(イ) 「つぼみの会」（高次脳機能障害者と家族・支援者のつどい）の開催

(ウ) 地域生活サポーター養成講座の開催

(エ) ピア（仲間）通信「ぴあまっぷ」の編集・発行支援、活用（病院・家族）

(オ) ピア活動の支援（病院入院者等への訪問、勉強会・講演会）

(2) 地域との交流

ア. 地域の商店会、町会等のイベントへの参画等を通じ、地域住民と障害のある人の交流を図る。

イ. ボランティアを受け入れ、プログラム活動の活性化、地域住民との交流を深める。

(3) 地域向け講座の開催

ア. 精神保健福祉講座

イ. 精神保健福祉ボランティア講座

ウ. 支援者向け「障害年金勉強会」を開催

エ. 障害のある人や家族、関係機関向け「誰でも参加できる SST」を開催（NPO 法人練馬すずしろ会、豊玉障害者地域生活支援センターきららと共催）

(4) 情報発信

- ア. 石神井障害者地域生活支援センターういんぐだより「すずらん」を毎月発行
- イ. 各種パンフレット、チラシの作成・配布
- ウ. 練馬区社協ホームページや動画、SNS等を活用した情報発信
- エ. 地元町会、民生・児童委員、地域団体等との連携、情報発信

5. 組織運営

(1) 基盤整備

石神井障害者地域生活支援センターの運営や利用のあり方の検討、地域における福祉分野の課題について検討するため、運営委員会等を開催する。

- ア. 「運営委員会」 年4回以上
- イ. 「利用者懇談会」 月1回

(2) 相談・苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメントの取り組み

- ア. 利用者からの相談・苦情に、誠実かつ迅速に対応する。
- イ. 苦情解決第三者委員による施設巡回（利用者の個別面談）を開催する。
- ウ. 個人情報保護のための管理体制を整備し、研修やチェックリストを活用しながら、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努める。
- エ. リスクマネジメント体制を整え、「ヒヤリハット情報」の収集を行い、事故の防止に努める。
- オ. 虐待防止・権利擁護への取り組み

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の関連法について学び、職員の法令遵守の徹底に努める。職員会議等で権利擁護や虐待防止のための研修を定期的に行い、権利擁護の視点を持った支援のあり方や支援方法を検討・確認していく。また、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会に参加し、協議内容を部署で共有するとともに、チェックシートを活用した虐待防止の意識強化にも取り組む。

(3) 施設評価・調査

「利用者アンケート調査」を実施し、施設運営の充実・改善に取り組む。

(4) 危機管理・安全対策

- ア. 安全対策
 - 定期的に所内の安全点検を行う。
- イ. 災害対策
 - (ア) 定期的に利用者、職員が保健相談所、町会等の避難訓練や防災イベント等に参加し、関係機関と連携強化を図る。
 - (イ) 災害時に備え、災害備品や備蓄品の検討・整備・更新・周知を行う。
 - (ウ) BCP（事業継続計画）に基づいた避難訓練や防災研修を定期的に行う。
 - (エ) 職員、利用者ともに災害伝言ダイヤルの体験場面を設け、平時から有事に備えた取り組みを行う。
- ウ. 減災への取り組み
 - (ア) 誰もが安心できる地域を目指し、地域清掃や地域の見守り活動に取り組み、顔の見える関係を築く。
 - (イ) 日頃より町会や商店会活動に参加し、地域住民等との日常的なつながりをつくる。
- エ. 感染症および食中毒まん延防止への取り組み
 - (ア) 研修および訓練を実施し、職員の理解促進を図る。
 - (イ) 感染症予防対策委員会を開催し、取り組み状況の確認や課題の共有とともに、強化する取り組み等について協議を行う。

(5) 職員研修・育成

- ア. 練馬区社会福祉協議会職員育成方針に基づいた研修の実施やOJT（職場内研修）の充実を図る。
- イ. 練馬福祉人材育成・研修センター等の研修を受講し、専門性を高める。
- ウ. 利用者の権利擁護のための研修・勉強会の参加や実施を通し、職員のスキルアップを図る。
- エ. 職員一人ひとりが研修や勉強会に参加して得た学びを職場内で共有する。

(6) 実習生の受け入れ・人材育成

精神保健福祉士や社会福祉士養成機関の実習生・看護学生・保健師実習等の学生を受け入れ、専門職の育成および現場の実践を伝える役割を担う。

(7) 講師の派遣

職員が地域に出向き、勉強会や講演等の講師を担う。

Ⅲ. 委員会等の事業計画

1. 推進部会

第6次地域福祉活動計画の円滑な推進を図るため、計画の推進方策や具体的な取組内容について検討し、進捗管理および評価を行う。また、地域福祉活動計画の策定・推進評価委員会の準備および運営を担い、計画の着実な実行につなげていく。

- ア. 令和8年度の評価項目に基づき、第6次地域福祉活動計画の評価を行う。
- イ. ネリーズの登録者の拡大と地域活動への参加促進に向け取り組む。

2. 相談業務課題調整委員会

社協が効率的・包括的に相談を受け止め、解決していくために、社協における相談業務の基本を学びながら、組織内連携システムを活用し、個別のケースを通じて地域での課題解決を目指す。

- ア. 部署間の連携強化、課題解決を目的とした事例の共有、検討
- イ. 相談解決に役立つ資源マニュアル「練馬区社協職員向け相談解決ナビ」の内容の検討と改訂
- ウ. 一人ひとりが相談を受け止め、解決していく力を向上させるための研修等の実施

3. 実習委員会

地域で活躍できる福祉の担い手となる人材を育成するために、実習生の受入体制の整備および充実に努める。また、連絡会などの機会を通じて練馬区内の事業所等との連携を進める。

- ア. 実習生（社会福祉士、精神保健福祉士、司法修習生等）の受け入れについて、学校と連携して実施する。また、実習支援システムを活用し、実習管理業務の効率化とデジタル化を推進する。
- イ. 区内福祉事業所等を対象とした実習担当者連絡会を開催する。
- ウ. 法人や事業所の枠を超えた実習受け入れ方法について検討する。
- エ. 新任職員研修を生活福祉係と連携して実施する。

4. 安全対策委員会

練馬区の地域防災計画、災害ボランティアセンターの相互協力に関する協定に基づき、災害発生時を想定した対策について組織的な対応を検討する。また、災害時に円滑に連携するため、練馬区災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練や関係者連絡会を通して地域とのつながりをつくる。

- ア. 練馬区災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練、参集訓練およびBCP訓練について、訓練方法や内容について検討・見直しを行い、より実効性の高い訓練を行う。
- イ. 災害対応に関する各種マニュアルについて、内容を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。

5. どんぐりの家（土支田の家）運営委員会

遺贈された一戸建て家屋を地域のつながりづくりの拠点として活用し、土支田地域の住民による運営委員とともに、地域福祉活動を推進していく。

- ア. 拠点を活用した活動の充実（サロン、こども・おとな食堂、学習支援、どんぐりの家祭り等）
- イ. 掲示板やSNS等を活用し近隣住民・町会等への広報活動
- ウ. 運営体制の整備と充実（町会や近隣の児童館、福祉関連施設との連携等）

6. ねりま☆共生フォーラム

障害や生活環境を背景に孤立や生きづらさを抱えた人が、法に触れてしまう、あるいは犯罪に巻き込まれてしまうことを未然に防ぐため、地域の福祉・医療・司法等の分野を超えた関係者が連携し、地域課題を早期に共有するとともに、支援や対応につなげる基盤づくりを行う。

- ア. フォーラムの年4回の実施（うち1回は勉強会を実施）
- イ. 区の再犯防止計画や共生フォーラムに関連する取り組みの情報共有

7. 苦情受付担当者会

各部署で受け付けた苦情・要望を、組織全体で共有し、部署間で意見交換を行う。また、苦情解決における客観性と社会性を確保するため、第三者委員を設置し迅速かつ適切な解決に努める。

- ア. 苦情解決第三者委員・苦情受付担当者会議の開催（年2回）
- イ. 苦情解決第三者委員の施設巡回による相談の受付（各施設年2回）
- ウ. 苦情受付担当者会の開催（年2回）

8. ねりま社会福祉法人等のネット担当者会

区内を4つの地区（練馬・光が丘・石神井・大泉）に分け、地区ごとに各担当者を置き、社会貢献（地域公益）事業を推進する。各地区の運営体制の充実に取り組む。